京都司法書士会会報 Vol.92

発行所　京都司法書士会　〒604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル５丁目232番地の１
TEL 075-241-2666/ FAX 075-222-0466
URL http://siho-syosi.jp/
発行人　会長　森中勇雄　編集　京都司法書士会広報部　発行日　平成26年３月
印　刷　片岡メディアデザイン(株)　〒602-0031 京都市上京区室町通上立売下ル裏築地町84
TEL 075-451-1010/ FAX 075-451-3399

会報　2014　Vol.92

KYOTO 会報 vol. 92

Shihoushoshi Lawyer's Association

京都司法書士会

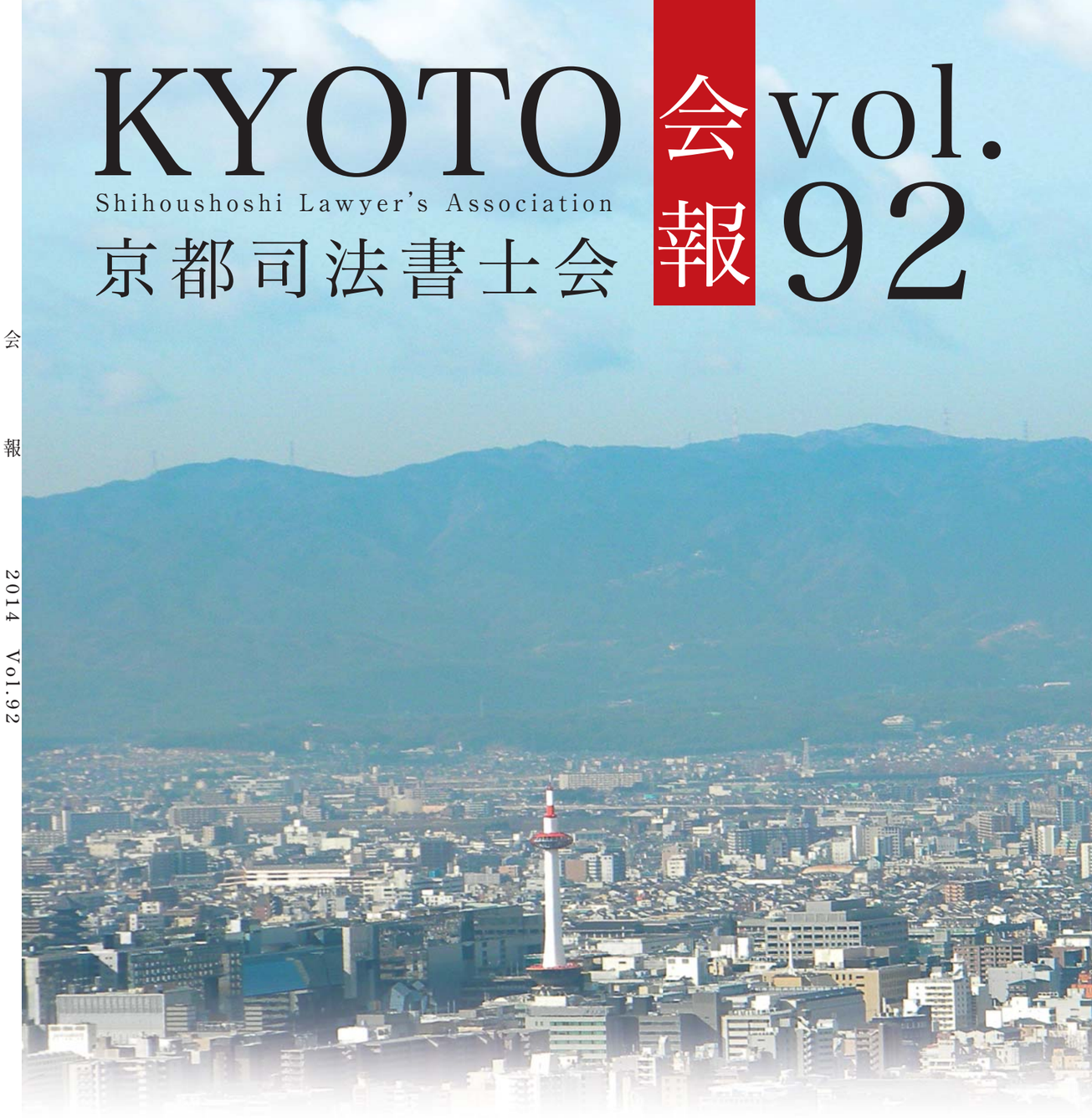

京都司法書士会

2014 京都司法書士会

目　次　vol. 92

■ 巻頭言「司法書士法改正について考えること」　会長　森　中　勇　雄 …… 1

特　　集 ～変わる～

■ 民法（債権関係）改正の動向と司法書士の取組み
日司連民事法改正対策部 部委員　赤　松　　茂 …… 4

■ 司法書士法改正に向けて　京都司法書士会司法書士制度委員会 委員長　三　野　和　也 …… 7

■ 「婚外子」相続分差別違憲決定について　城南支部　大和田　健　介 …… 9

■ 選挙権は回復したけれど　洛西支部　田　尻　世津子 …… 11

参 考 資 料

■ 成年被後見人の選挙権の行使に関する成年後見人の行動指針 …… 12

考　　察

■ 中小企業の事業承継支援における専門家同士の連携の重要性について
洛西支部　岡　田　高　紀 …… 13

■ 司法書士と登記原因証明情報
不動産登記法対策委員長 洛南支部　吉　田　　功 …… 14

報　　告

■ 法テラス指定相談場所相談と司法書士会総合相談センター　司法書士　山　口　基　樹 …… 15

■ 区役所相談の展開について　相談事業部長　松　井　　大 …… 20

■ 少額裁判費用援助制度について　裁判手続支援センター所長　丸　岡　易　史 …… 21

■ 東稜高校連続授業報告（教師とのコラボ授業の実践）
法教育推進委員委員長　小　平　智　志 …… 23

■ 労働トラブルに対する取り組みについて
労働紛争問題対策委員会　委員長　井　木　大一郎 …… 25

■ 自死対策の取組みについて
自死対策・犯罪被害者支援委員会　浅　井　　健 …… 27

会 員 寄 稿

■ It's Only Softball（But We Like It）
～第20回京都自由業団体懇話会親睦ソフトボール大会～　城南支部　柴　田　宏　明 …… 30

■ 新年賀詞交歓会参加報告　広報部　岩　城　寿　英 …… 33

■ ニュースレター …… 34

■ ショシランガイド …… 43

■ 新入会員紹介 …… 48

■ 編集後記 …… 56

「司法書士法改正について考えること」

京都司法書士会　会長　　森　中　勇　雄

司法書士法改正に向けたこれまでの経緯

平成17年に施行された先の司法書士法改正は、司法制度改革審議会が提言した「人的基盤の拡充」のうち隣接法律専門職種を活用するとの意見を受けて実現したものであるが、今我々が求めている法改正も平成14年の衆参両議院法務委員会において決議された司法書士への家事代理権に関する事件の代理権付与を検討するなどを内容とする付帯決議の流れのなかでその実現を目指しているものである。そして我々司法書士の現状を鑑み司法書士法の根本的な改正を求めて、平成23年２月の第73回日本司法書士会連合会（以下「連合会」という）臨時総会において「司法書士法改正大綱」が承認されたことは記憶に新しい。これらの経緯を踏まえ、連合会は司法書士法改正対策部（以下「対策部」という）において、法務省をはじめとする関係機関と意見交換を行うとともに、学識者らによる司法書士制度学術審議会を設置し、改正の総論について司法書士の存在意義や課題についての貴重な意見を含んだ提言書の提出を受けている。

対策部は、今次の法改正の目的を「司法書士を『国民の身近なくらしの法律家』としての地位を確立すること」とするとともに早期の実現をめざし、大綱に掲げた改正事項のうち「業務上及び組織上における最重要点事項とそれに伴う法整備事項」と「法制度上の整備の必要性から改正の必要が強く求められる事項」とに絞り込み、これらを今後の司法書士法改正要綱案の最優先事項と位置付け、要綱案の策定に向けた活動方針を明確にしているところである。両事項とも我々司法書士にとって重要なことであるが、紙面の都合上前者についての私見を述べる。

業務上及び組織上における最重要点事項とそれに伴う法整備事項とは

対策部は、要綱案の最優先事項として先に述べた「業務上及び組織上における最重要点事項とそれに伴う法整備事項」として具体的に三つの事項を掲げている。すなわち「司法書士業務の拡充」、「懲戒制度の改善」、「使命規定に関する事項」である。

「司法書士業務の拡充」のうち目玉となるのは「家事に関する事件につき代理すること」を新設することである。これは前述の平成14年衆参両議院法務委員会の付帯決議に基づくものであるが、少年事件を除きすべての家裁管轄事件に関する代理権の獲得を目指すとするものである。この事項については様々な意見もあり、また関係機関との調整が不可欠であることは明らかであるので、今後の対応については最も困難を伴うものとなるであろう。

「司法書士業務の拡充」のうち「法律関係書類を作成すること」については、これまでも我々司法書士は、予防司法の担い手として登記申請業務を前提とした書類を作成している実績があることから特に問題のないものと思われるが、現行でも当然に作成できるとする意見もあり、仮に条文化するとしても明文化の意味に過ぎないものと考えられる。

相談業務の規定を「業務範囲内の事案について相談に応ずること」とする件についても上記の法律関係書類作成と同様の意味合いとなるであろう。その他、現行の簡易裁判所の代理権につき「簡易裁判所が権限を有するすべての民事事件につき代理をすること」と改めること、現行の「登記または供託に関する手続きについて代理すること」を司法書士の登記実務に適合した文言に改めること、裁判外紛争解決機関等への提出書類作成を法律上明記することについても現状の業務内容や依頼者の利便性、期待感を考慮すれば実現の方向性で検討すべきであると思われる。

懲戒制度の改善について思うこと

我々の身分保障にかかわる懲戒制度についても適正な手続き保障を確立するため、その改正を求めるものである。これまでも自主懲戒権の獲得については折に触れ議論が行われ、半ば悲願のような課題となっている。今回の要綱案でも中身としては一定の自主懲戒権を獲得することを中心に、現状の注意勧告制度を廃止すること、懲戒手続きの除籍期間の設置をすることなどがテーマとなっている。

現行の懲戒制度が我々にとって適正なものであるかどうかについては、これまでの議論の中で尽くされてはいるが、我々自身に自律的で適切な懲戒手続きを執行できる能力があるのかどうかについては、まだまだ議論が不足しているように思える。綱紀に関する事実認定の調査能力、懲戒処分の量定についての判定能力、懲戒処分についての執行能力など検討を要すべき問題は多いはずである。またこれらの課題は組織で対応する関係上、執行体制の問題にも及ぶものであり、各単位会の事情によってはその問題性の深さはずいぶん異なるものになると思われる。

いずれにしても自主的な懲戒権の執行については通常の事業執行とは異なる課題があり、単に自主懲戒権を獲得することだけに心血を注ぐことであってはならない。この自主懲戒権の獲得が国民から支持されるには、身分保障と自浄能力の期待とのバランスを我々が適切にとれるかどうかにかかっており、この点についても今後はさらに議論を深めたいところである。

最後に

法改正にあたり最重要点事項として「使命規定に関する事項」が挙げられている。

使命規定は、これを設けることにより、個々の司法書士に対し、司法書士業務は国民のためにあることの自覚を促し、自己規律や自己抑制の意識づけに加え自浄作用や国民へのＰＲ効果を期待するものであろう。それはそれで十分に意味のあることではあるが、より大切なことはこの使命を法律に掲げる以上、それにふさわしい司法書士であり続ける努力ができるかどうかである。看板倒れではかえって国民からは信頼を失うだけである。したがって、我々がこの使命規定を鳴り物入りで謳うのであれば、それだけの覚悟と信念をもって法改正にあたらなければならないのではないだろうか。

これらの法改正に係るおおよその者が感じていると思うが、改正の実現はまだまだ程遠く困難を極めるものと言わざるをえない。しかし、連合会の関係者も誰一人として諦めてはおらず、前向きに議論を重ね少しずつではあるが着実に前進はしているように思える。我々は、この努力がいつかは実を結ぶことを信じて歩みを止めないことを先ずもって覚悟したいものである。

特集　～変わる～

間断なく流れる時の中で、私たちは社会生活を営んでいる。その営みは時と共に変遷する。かつて作成した規範が時代に合わなくなり新しいものに変える必要が生ずる場合もある。私たち法律家の視点から見ると民法の改正や司法書士改正などが挙げられるであろう。また価値観の変化が従来の規範に疑問を呈し、その結果社会の規範が変わることも度々である。例えば成年被後見人の選挙権に関する判決や婚外子の相続分に関する判決が挙げられるであろう。

このように私たち司法書士を取り巻く環境はゆっくりと、しかし確実に変化が起きている。本稿では押し寄せる変革の波をクローズアップしてみたい。

特　　集

民法（債権関係）改正の動向と司法書士の取組み

日司連民事法改正対策部
部委員　　赤　松　　茂

1　民法（債権関係）改正の動向

平成21年から始まった法制審議会民法（債権関係）部会では、２度のパブリック・コメントの実施を経て、平成25年７月から、いわゆる第３読会が開始されているところであり、民法（債権関係）改正の議論も、いよいよ大詰めといった状況を迎えています。

具体的には、第３読会において、平成26年７月末までに「要綱仮案」を取りまとめ、それを、平成27年２月頃を目安に「要綱案」として取りまとめるというスケジュールが示されています。このスケジュールから考えますと、民法（債権関係）改正案は、通常であれば、平成27年の通常国会へ提出となるでしょう。

さて、肝心の改正される内容ですが、平成25年２月に、法制審議会民法（債権関係）部会が決定した「民法（債権関係）の改正に関する中間試案（以下「中間試案」という）」では、次の46の論点が取り上げられています。

●　論点

法律行為総則、意思能力、意思表示、代理、無効及び取消し、条件及び期限、消滅時効、債権の目的、履行請求権等、債務不履行による損害賠償、契約の解除、危険負担、受領（受取）遅滞、債権者代位権、詐害行為取消権、多数当事者の債権及び債務（保証債務を除く。）、保証債務、債権譲渡、有価証券、債務引受、契約上の地位の移転、弁済、相殺、更改、免除、契約に関する基本原則等、契約交渉段階、契約の成立、契約の解釈、約款、第三者のためにする契約、事情変更の法理、不安の抗弁権、継続的契約、売買、贈与、消費貸借、賃貸借、使用貸借、請負、委任、雇用、寄託、組合、終身定期金、和解

同部会が、平成23年４月に決定した「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」では、63の論点が取り上げられていたことと比較すると、相当、論点が絞られてきているといえます。

今まで議論された論点によっては、さまざまな立場の意見が鋭く対立し、議論をいくら重ねても、コンセンサスを得る見込みがないと判断されたものがあり、そういった論点等が中間試案では落とされています。したがって、中間試案は、より現実的な改正提言となっているということもできるでしょう。

さらに、現在、議論されている第３読会においては、その中間試案で示された論点をさらに絞り込んだ部会資料が示されています。具体的には、各論点につき、部会資料Ａと部会資料Ｂとが示され、ほぼ改正の内容が固まったと評価しうる論点は部会資料Ａにまとめられ、文末が「～ものとする。」という断定的な表現で示されており、より深い議論を要すると評価しうる論点（論点として残すべきか否かという視点からも検討が必要な論点を含む）は部会資料Ｂにまとめられ、文末が「～、どのように考えるか。」という議論を促す表現で示されているところです。

こういったメリハリのある部会資料を基に議論され、取りまとめられる要綱仮案は、中間試案を一層スリムにした内容になるのではないかと思われます。

2　具体例

（１）消滅時効

例えば、消滅時効の原則的な時効期間と起算点

については、中間試案では、次のように【甲案】、【乙案】、さらに（注）案と複数案が両論併記されていました。

「第７　消滅時効

２　債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

【甲案】「権利を行使することができる時」（民法第166条第１項）という起算点を維持した上で，10年間（同法第167条第１項）という時効期間を５年間に改めるものとする。

【乙案】「権利を行使することができる時」（民法第166条第１項）という起算点から10年間（同法第167条第１項）という時効期間を維持した上で，「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは，権利を行使することができる時）」という起算点から［３年間／４年間／５年間］という時効期間を新たに設け，いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するものとする。

（注）【甲案】と同様に「権利を行使することができる時」（民法第166条第１項）という起算点を維持するとともに，10年間（同法第167条第１項）という時効期間も維持した上で，事業者間の契約に基づく債権については５年間，消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については３年間の時効期間を新たに設けるという考え方がある。」

これが第三読会における部会資料69Ａでは、次のように示されています。

「第１　消滅時効

１　債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

民法第166条第１項及び第167条第１項の債権に関する規律を次のように改めるものとする。

債権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。

（１）債権者が権利を行使することができることを知った時から５年間行使しないとき。

（２）権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。」

今までは、両論併記されていた論点も、方向性が絞られた上、表現も条文を意識したものになっていることが分かります。（ちなみにこの論点は、中間試案の【乙案】が採用された上で、起算点の考え方が更にブラッシュアップされ、原則的な短期時効期間を５年とすることが提案されたものです。）

（２）保証

また、保証人保護の方策の多くについて、中間試案では、次のように「～引き続き検討する。」という表現で、その論点について検討することの承認までしか得られていませんでした。

「６　保証人保護の方策の拡充

（１）個人保証の制限

次に掲げる保証契約は，保証人が主たる債務者の［いわゆる経営者］であるものを除き，無効とするかどうかについて，引き続き検討する。

ア 主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（貸金等債務）が含まれる根保証契約であって，保証人が個人であるもの

イ 債務者が事業者である貸金等債務を主たる債務とする保証契約であって，保証人が個人であるもの」

これが第三読会における部会資料70Ａでは、次のように示されています。

「２　保証人保護の方策の拡充

（１）個人保証の制限

次のような規定を新たに設けるものとする。

ア　主たる債務者が［事業のためにした］貸金等債務を主たる債務とする保証契約（保証人が法人であるものを除く。）又は貸金等根保証契約は，保証人が次に掲げる者である場合を除き，効力を生じない。

（ア）主たる債務者が法人その他の団体である場合のその代表者

［（イ）主たる債務者が法人その他の団体である場合のその業務を執行する権利を有する者］

（ウ）主たる債務者が法人である場合のその無限責任社員

［（エ）主たる債務者に対し、業務を執行する権利を有する者と同等以上の支配力を有するものと認められる者］

（オ）主たる債務者が法人である場合のその総社員又は総株主の議決権の過半数を有する者

イ　主たる債務者が事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約（保証人が法人であるものを除く。）は、保証人が前記ア各号に掲げる者である場合を除き，その効力を生じない。

ウ　保証人（法人を除く。）が自発的に保証する意思を有することを確認する手段を講じた上で、自発的に保証する意思を有することが確認された者による保証契約は，上記ア又はイにかかわらず，有効とするものとする。【Ｐ】」

引き続き検討となっていた論点も、［いわゆる経営者］と表現していたものがアの（ア）乃至（オ）で詳細に規定されるなどのように、その内容がブラッシュアップされた上で、一定の方向性が示されています。（ちなみに、この論点は、一定の場合に、原則として個人を保証人とする保証契約を無効とするものです。）

このように第３読会の部会資料を通読することによって、改正の方向性が具体的にみえてくるといえるでしょう。

３　司法書士の取組み

既にお伝えしたとおり、民法（債権関係）の改正に関しては、２度のパブリック・コメントが実施されています。１回目は平成23年５月から２か月間実施され、116の団体（うち「司法書士」と名の付く団体は６）、253名の個人から意見が寄せられました。２回目は平成25年２月から２か月間実施され、193の団体（うち「司法書士」と名の付く団体は７）、469名の個人から意見が寄せられました。

日司連では、これらパブリック・コメントに意見を提出するだけでなく、個別に複数の意見書を提出しています。今までに提出した意見書としては、①消費者の視点からみた論点の提示、②司法書士からみた民法（債権関係）改正に関する意見書、③「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対する意見、④実務の視点からの債権譲渡における第三者対抗要件に関する留意点の提示、⑤実務の視点からの債権者代位権に関する留意点の提示、⑥民法（債権関係）改正における保証制度に関する意見、⑦民法（債権関係）改正における供託制度に関する意見、⑧「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見があります（パブリック・コメントへの意見を含む）。

また、民法は市民社会に広く影響を及ぼす基本法であることから、日司連では、法務省に対する意見表明だけでなく、市民に対して改正情報を発信することにも努めてきました。たとえば、「分かりやすく、薄く、安く」をコンセプトにした「わかる！民法改正～債権法改正を司法書士がやさしく解説」（中央経済社）という書籍の出版や日司連ホームページにおいて「民法（債権法）の改正について～みなさんの日常生活に関係する法律の改正が検討されています～」というコラムを連載（月１回更新、現在も更新中）しています。

これからは第３読会の進行に応じて各論点の改正の方向性が一層明らかになっていくと思われますので、今まで以上に、全国の司法書士会・司法書士が強い関心をもって、改正の動向を注視していかなければなりません。

特　　集

司法書士法改正に向けて

京都司法書士会司法書士制度委員会
委員長　三　野　和　也

平成23年２月23日､日本司法書士会連合会（以下、「連合会」と称する）第73回臨時総会において司法書士法改正大綱（以下、「大綱」と称する）が可決されたことについて、会員の皆様はすでにご存知のことと思う。

ここから司法書士法改正が動き出すのだが、直後の３月11日に東日本大震災が発生したことにより、被災者や避難者のために無料法律相談会等を開催して、震災対策を優先する必要に迫られる難しい状況下でのスタートとなった。

このような状況下でも、連合会は震災対策事業を展開するかたわら、大綱を元に法務省と協議をするなど、司法書士法改正に向けて着実に歩を進め、平成25年９月20日連合会発第660号文書（司法書士法改正要綱策定に係る意見募集について）を各司法書士会や司法書士関係団体に送付するにいたり、司法書士法改正要綱策定（以下、「要綱」と称する）について具体的に動き出した。

連合会は、「１．司法書士法改正の目的の早期実現のため、業務上及び組織上において必要となる最重点事項」「２．法制度整備の必要性から改正が求められる事項」「３．中長期検討事項として改正に向けた検討を継続させるべき事項」と大きく３つに分けて要綱策定の意見募集を行った。京都司法書士会司法書士制度委員会（以下、「当委員会」と称する）は、前年度に大綱を元にして、①使命規定（大綱１)､②「法律関係書類を作成すること」を新設すること（大綱５（２))、③「家事に関する事件につき代理すること」を新設すること（大綱５（５))、④現行の相談業務の規定を「業務範囲内の事案について相談に応じること」と改めること（大綱５(10))､⑤懲戒権限の獲得（大綱13)（懲戒権者（大綱13（１））と除斥期間の創設（大綱13（４））に限る)、に関して意見書を作成して、京都司法書士会（以下「当会」という。）に提出している関係上（意見書の内容については、当会第125回定時総会資料のＰ254～Ｐ271をご参照いただきたい。)、今回は「１．司法書士法改正の目的の早期実現のため、業務上及び組織上において必要となる最重点事項」に絞って検討し、当会は平成25年11月29日京司発第4225号にて連合会に司法書士法改正要綱策定に係る意見書（以下、「意見書」と称する）を提出した。

意見書その他司法書士法改正に向けての動きについては、京都司法書士会会員専用ＨＰの司法書士法改正に向けての部分または当委員会の部分に掲載しているので、それをご参照いただきたいが、当委員会は要綱策定につき下記の通り優先順位を設け意見書を作成させていただいた。

第１順位

（１）「法律関係書類を作成すること」
（２）「現行の「登記又は供託に関する手続について代理すること」を司法書士の登記実務に適合した文言に改めること」
（３）「現行の相談業務の規定を「業務範囲内の事案について相談に応じること」と改めること」
（４）「懲戒制度の除斥期間の創設」

以上４点を第１順位とした理由
→（１)、（２)、（３）については、司法書士が当然に行うことが可能な業務であり、司法書士法に明記することにより司法書士業務の充実を図るため
（４）については、懲戒制度における除斥期間の創設は、懲戒はあくまでも行政罰であり、司法書士が安全にな業務を行うためにも、早急に司法書士法に明記する必要があるため

第２順位

（５）「「家事に関する事件につき代理すること」を新設すること」
（６）「現行の簡易裁判所における訴訟代理権を「簡易裁判所が権限を有する全ての民事事件につき代理すること」に改めること」
（７）「裁判外紛争解決機関等への提出書類作成を法律上、明記すべきである」

以上３点を第２順位とした理由
→（５)、（６)、（７）はいずれも新たな業務権限の獲得であり、関係機関や関係団体とも十分な協議が必要になるので、時間をかけて議論をしていく必要があるため

本原稿の作成時点では、連合会が要綱案を策定したとの情報はないが、早ければ平成26年６月の連合会定時総会にて連合会執行部より要綱案について議案が提出されると予想される。要綱案について定時総会で承認された後は、他士業等外部の団体等との交渉も開始すると思うが、想像できないくらい厳しい道のりとなることが予想される。

今回の司法書士法改正に向けた動きは、「くらしの法律家」をキャッチフレーズにしている（連合会ＨＰを参照）司法書士の業務を拡大し、充実させるものである。全国の司法書士会会員は連合会執行部任せにするのではなく、連合会へ意見書等を提出して司法書士法改正へ提言していく対内的な活動や、連合会執行部からの依頼による司法書士法改正への対外的な活動を積極的に行って、司法書士法改正を実現する必要があると思う。

特　　集

「婚外子」相続分差別違憲決定について

城南支部　大和田　健　介

平成25年９月４日、最高裁判所において、民法900条４号但書前段の規定（以下「本件規定」という。）は違憲である旨の大法廷決定（以下「本決定」という。）がなされた。

本件規定では婚外子の相続分は嫡出子の２分の１と定められていたが、これが憲法14条１項で定める法の下の平等に反するか否か、長らく議論が続けられてきた。

最大決平成７年７月５日民集49巻７号1789頁（以下「平成７年大法廷決定」という。）において、一度は合憲判断がなされている。しかし、その後本件規定の合憲性が最高裁で何度も争われた（最判平成12年１月27日、最判平成15年３月28日、最判平成15年３月31日、最判平成16年10月14日、最判平成21年９月30日）。これら５件とも平成７年大法廷決定を引用して合憲判断がなされたが、その全てにおいて反対意見が付され、また補足意見でも本件規定を実質的に違憲とみる旨が述べられるなど、最高裁裁判官が積極的に合憲説を支持しているとは言い難い状況にあった。

一方学説においては、民法学説の一部において合憲説もみられるが、憲法学説は違憲説が大勢を占めており、合憲判断を繰り返す最高裁に対し強い批判が向けられた。ただ一方で、わが国の基本的な権利義務関係を定め、長期にわたり受容されてきた民法の規定を違憲とすることは社会の混乱を招くとして、法的安定性の観点から懸念があり、違憲判決によるのではなく国会での法律改正によるべきであるとの意見も多かった。上記最高裁判決においても、立法による解決が望ましいとの補足意見が出されている。

しかし、本件規定の改正は何度か検討されたものの、保守派の反発が強く、結局実現に至らなかった。今回の違憲決定は、国会のそうした対応に最高裁が「しびれを切らした」結果なのかもしれない。

本決定の判旨は、次のとおりである。

①本件規定は、遅くとも平成１３年７月当時において、憲法１４条１項に違反していた。

②本決定の判断は，上記当時から同判断時までの間に開始された他の相続につき、本件規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではない。

本件規定の合憲性については、既に各方面で議論が尽くされているものであり、本稿での解説は不要であろう。あえて若干触れるとすれば、本決定は法律婚主義の是非について論じたものではなく、あくまで本件規定が憲法14条１項の下でなお差別的取扱いが許されるほどの合理的な根拠があるか否かを判断したものである。子が自らの出自を選べないことなどを鑑みると、違憲判断は妥当であると筆者は考える。

本決定は実質的には平成７年大法廷決定からの転換であるが、最高裁は本件規定を合憲であると判断した過去の判断を変更するものではないとし、判例変更の形をとっていない。そのため、「遅くとも平成13年７月当時において」違憲であった、という言い回しをしている。理屈の上においては、最高裁が本件規定を合憲とした最後の事案である平成12年９月から平成13年７月の間において、合憲から違憲に転ずべき社会の変化があったということになる。平成12年10月から平成13年６月までの期間は合憲性が判断されていない「空白の期間」となるが、この期間が問題となる事案については今後個別の裁判で判断する必要がある。

本決定で画期的だったのは、判旨②において、個別的事案を超えて本決定の効力の及ぶ範囲について説示し、違憲判断の遡及効を制限したことである。遡及効を制限しうる根拠としては、法的安定性を害しないよう違憲審査権に内在的制約が課されている、最高裁は包括的に違憲審査権を有するので法律が効力を失う範囲を定める権限も付随して認められる、などが考えられるが、異論もある。また、相続によって発生する権利関係は本来相続開始時に決定されるべきところ、本決定以前に「確定した」事案と未解決の事案で相続分が異なることとなり、相続法の原理原則を破壊するとの批判もある。これら理論的には課題もあるのかもしれないが、それは最高裁が法的安定性の調整に苦心しつつも、違憲判断を出すためにあえて踏み込んだ結果であるとも言える。

確定後に新たに相続財産・債務が発見された場合の扱いなど、本決定によって解決できない事案も考えられるが、やはり個別の裁判で判断することになろう。

さて、本決定後、国会において本件規定を削除する民法改正案が可決された。

民法改正にあたっては「家族制度を壊す」との保守派の反発が強く、最高裁が違憲立法審査権を行使できる仕組み自体を批判する声もあった。

新聞報道によると、与党自民党は、民法改正に付随して、①配偶者の居住権を法的に保護する、②配偶者の相続割合を拡大する、という２点を検討するとしている。いずれも法律婚を尊重し、婚外子の請求から本妻の権利を守ることが目的とされている。

相続分が変更されると、遺留分の問題から既に作成された遺言の見直しを迫られるなど、相続実務に与える影響は極めて大きい。また、居住権の保護は婚外子がいる場合のみでよいのか、婚外子がいる場合のみ配偶者に権利を認めるのは憲法14条１項に違反するおそれがないかなど、検討すべき論点は多数にのぼる。

今後これらの相続法改正案が出された場合、法律家であり相続の専門家である司法書士においても、改正案を検証し提言を行っていくことが求められよう。

特　　集

選挙権は回復したけれど

洛西支部　田　尻　世津子

平成25年９月15日、台風上陸の予報にも関わらず、東京都港区の障害保健福祉センターに全国から多数の研究者や支援者が集まり、「ありがとう集会（選挙権回復の軌跡　そして今後に向けて）」が開催されました。

この「ありがとう集会」は、平成23年２月１日東京地方裁判所に、48歳の成年被後見人である女性が「選挙権のあることを確認せよ」という訴訟を提起したことに始まります。公職選挙法第11条第１項第１号で成年被後見人の選挙権を制限するのは、憲法違反であるというのです。実は、成年被後見人の選挙権の制限の問題は、憲法学者も気づいていなかったといわれており、行政訴訟の勝率は10％、ましてや違憲訴訟となると、提訴にあたっての代理人弁護士の逡巡は相当なものであったようです。

その後、さいたま、札幌、京都で同じような裁判が起こされ、訴訟提起から約２年後の平成25年３月14日、東京地方裁判所において、定塚誠裁判長が違憲と判断し、「原告は選挙権を行使する地位にあることを確認する」という原告勝訴の判決をしました。

国側は東京高等裁判所に対し控訴しましたが、40万人以上の署名を集めて裁判を支援してきた「（社福）全日本手をつなぐ育成会」が院内集会を行うなど、国会に対し働き掛けることにより、また、参議院議員選挙が迫っていたこともあり、異例の速さで、５月27日には法改正がなされ、約13万6000人の選挙権が回復されたのです。そして、すべての裁判で国側と和解が成立しました。そこで開催されたのが、この「ありがとう集会」でした。

さて、（公社）成年後見センター・リーガルサポートの会員に対するアンケートによると、選挙権回復後最初の国政選挙である参院選で、投票の有無が確認できた被後見人の投票率は7.56％、投票が困難な重度の障害者や認知症の人もいることを考えると、低くない数字です。選挙権は回復しましたが、このような投票を希望する人たちの投票行動を支援するとともに、よりわかりやすく、理解して投票できる仕組みを作るための努力も、また始めなければなりません。

また、成年被後見人と被保佐人には、法令でまだ多くの制限が課されています。選挙権訴訟は、本人だけでなく、本人を守るために成年後見制度を利用したところ、逆に国民主権の根幹である選挙権という、より重要な権利を失わせてしまったことに対する、「このままでは死に切れない」という親族の決死の思いに支えられた訴訟でもありました。ある母親は集会で、本人に「（大事な選挙権を奪うことになる成年後見の申立てをする）親ほど怖いものはない」と言われたという、辛い体験を語っておられました。

（公社）成年後見センター・リーガルサポートでは、選挙権訴訟提起の前から、成年後見制度が他の法令で成年被後見人等の権利制限や、後見人に義務を課すのに安易に転用されているのは問題があるのではないかとの研究を続けていたため、この訴訟に対しても署名活動等で支援してきました。その研究成果を昨年11月16日の市民公開シンポジウム「成年被後見人が受ける170を超える権利制限」において報告し、続いて「実践成年後見」（㈱民事法研究会発行）でも報告します。

選挙権の問題は解決し、日本は本年１月20日、「障害者の権利に関する条約」の批准書を国連に提出し、140番目の締約国となりましたが、これからも成年被後見人・被保佐人等に課されている権利制限の問題に関心を持ち続けたいと思います。

参　考　資　料

成年被後見人の選挙権の行使に関する成年後見人の行動指針

１．京都司法書士会の会員は、成年後見人に就職した場合には、投票意思を有する被後見人の選挙権の行使について、適切に支援するものとする。

２．前項の場合において、特定の政党や候補者への投票を誘導してはならない。

３．不正な投票が行われようとしていることを知った場合には、告発等をすることにより、不正を防止するように努めるものとする。

【補足説明】

１．投票支援について

被後見人に対して、公職選挙法の改正により選挙権の行使が可能となったことを知らせるものとする。「選挙に行こう」という推奨はしない。選挙が行われる都度、選挙があることを知らせる必要はない。

成年後見人の職責として、被後見人の選挙権の行使については、あくまで中立的な立場を保持すべきである。被後見人からの支援の申し出がない限り、成年後見人の側から特段の働きかけはすべきでない。

被後見人から支援の申し出があった場合には、投票意思の有無を確認した上で、適切な投票方法の選択等、選挙権行使のための道筋をつけるべく手続面の補助を行う。ただし、同行すること等を要するものではない。

２．特定の政党や候補者への誘導の禁止

投票支援は、あくまで手続面の補助を行うにとどまるものであり、特定の政党や候補者への投票を誘導してはならない。

特定の政党や候補者の集会に参加するように、被後見人を誘ってはならない。

３．不正防止について

被後見人が他者の支援を得る等により選挙権の行使を行うか否かについて、積極的に確認することは必要ではない。すなわち、不正防止に向けて、積極的に関与することまでは必要ではない。ただし、成年後見人は、被後見人の権利を擁護するため、不正な投票が行われようとしていることを知った場合には、告発等をすることにより、不正を防止するように努めるものとする。

考　　察

中小企業の事業承継支援における専門家同士の連携の重要性について

洛西支部　岡　田　高　紀

中小企業において経営者の高齢化が進む中、事業（経営）承継対策は喫緊の課題でありながらも、成果がなかなか上がらないことが多いといわれているが、その要因の一つに、これを支援する専門家同士の連携不足を指摘される場合がある。

各専門家が独自の専門分野のみに基づく視点で会社に助言・支援を行う結果、会社に混乱を与えてしまう事態がしばしば生じているようである。

中小企業の事業承継は、会社の株主（社員）・取引先・従業員等との関係、事業内容、財務状況等を踏まえ、経営、法律、労務、許認可、税務、会計等、多方面から総合的に検討する必要があり、早い段階から、専門家同士が連携し、知識・知恵を出し合い、有効な対策の構築、実行を支援することが重要であるといわれている。

このことは、昨年11月開催の四会（京都弁護士会、日本公認会計士協会京滋会、近畿税理士会京都府支部連合会及び京都司法書士会）合同研修会「円滑な事業承継の実現のために～各士業に期待される役割～」においても、関係者間で認識が一致しており、金融機関の事業承継支援部門の方による基調講演及び四会のパネリスト（京都司法書士会からは私がパネリストを務めさせていただいた）によるパネルディスカッションの内容も、その重要性を強調するものであった。

私自身、司法書士実務の中で、他の専門家との連携の必要性を実感することが多々ある。

司法書士が参画せずに構築された事業承継計画の実行段階において、司法書士が後から参画してはじめて、問題点を発見し、計画の中断や抜本的見直しが必要になった事例として、私が経験した最近の案件では、①会社分割において、債権者保護手続き省略の要件が誤解されていたケース、②株券発行会社においては株券の交付が株式譲渡の効力要件であることに気付かずに、株式譲渡契約の締結のみで株式譲渡の効力が生じたものと誤解されていたケース、③役員選任等の株主総会の招集通知に議案の概要の記載が欠けていたため、手続き上の瑕疵が争われることになったケース、④株主間契約が存在していたにもかかわらず、看過して、これに抵触する内容の種類株式の採用を含む事業承継計画を構築し、実行しようとしていたケース等があった。

他方、司法書士が他の専門家と十分な連携をせずに事業承継計画の構築・実行の支援を進めようとすると、たとえば、組織再編における税制適格・非適格、みなし配当課税、許認可承継の問題等で、場合によっては思わぬ陥穽にはまり、計画の大幅変更等を余儀なくされる事態に至る可能性もあろう。

会社法や改正信託法等で、事業承継対策として採用し得る手法の種類が増加し、その柔軟な設計が可能になった反面、これを存分に活用して会社のニーズを満たすためには、単独の専門家による対応だけでは不十分となり、他の専門家と強固なチーム体制を組んで対応することが、やはり必要不可欠になったと感じる。とりわけ、たとえば、種類株式や株式信託等の新しい制度を採用する場合は、課税リスク等を含めたスキーム全体の微細にわたる検証は大切であり、一層、そのことがいえるのではなかろうか。

私は、このような連携を重視した取り組みにより、専門家チームとしての事業承継支援活動が大いに実績をあげることができればよいと考えている。そして、この実績の積み重ねが、専門家チームのメンバーである司法書士の会社ひいては経済界、社会全体からの信頼度の向上につながるものと信じる次第である。

考　　察

司法書士と登記原因証明情報

不動産登記法対策委員長
洛南支部　吉　田　　功

平成24年年末、日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）から各単位会に対し、不動産登記法改正に関する意見募集があったため当委員会でその意見をまとめることになりました。各委員をはじめ、正副会長、各常務理事のご協力もあり、なかなか立派な意見書に仕上がったと我ながら自負しています。ご協力下さった皆様にはあらためて御礼申し上げます。因みにこの意見書については、京都司法書士会第125回定時総会資料（ｐ247～ｐ251）として皆様のお手元にあるかと思いますので再度ご一読下さいませ。

連合会からの登記原因証明情報制度に関する改正の骨子は次のとおりです。

不動産登記法第61条に加えて以下の内容の規定を新設すること。

「資格者代理人による申請の場合は、当該登記申請を代理する資格者代理人が登記原因を確認した情報を提供し、登記官がその内容を相当と認めるときは、当該情報を法第61条の登記原因を証する情報とすることができる。」

つまり、「司法書士が自らの名において登記原因証明情報の作成名義人となること」ということですが、当委員会としては司法書士の権限拡大をその一義的目的とする意図があるといった誤解を国民に与えかねないことを主な理由として、最終的に反対である旨の意見を挙げました。以下、議論の中で挙がった各意見となります。

（賛成意見）

- 連合会としては最終的に司法書士の権限を公証人のようにしたい意図があるのではないか。
- 司法書士の責任が重くなることにより、司法書士は実体の確認作業をより慎重に行なうので取引の安全は担保される。結果、国民の利益につながる。
- 申請書副本制度の廃止が、本当に虚偽登記の防止に反映されているのか疑問であるから。
- 隣接士業対策として司法書士の専門性を高めるのが狙い。
- 実務における司法書士の責任を明確にする意味では賛成。

（反対意見）

- 当事者が最も正確に取引内容を認識しているのに、あえて司法書士がこのような権限をもつ必要はないのではないか。
- 司法書士の権限を高めることについては理解できるが、それだけでは改正の理由とはなり得ない。
- 現行法の実務では、当事者が作成した契約書と領収書で登記原因証明情報となり得るのだから、あえてこのような権限を高める改正をする必要はない。
- 連合会のいう「国民の権利擁護のため」のみでは改正の理由としては弱い。
- 登記の真実性を改正理由とするならば、まずは、登記原因証明情報に権利者、義務者に署名・実印押印を求めるべき。
- 司法書士が騙されて責任のみを負わされる可能性がある。

このように、様々な議論がし尽くされた訳ですが、私的には日頃の目先の業務により忘れていた未来の司法書士像について真剣に議論することができ、非常に有意義な時間を過ごさせてもらった感がありました。（意見をまとめるのは大変苦労しましたが…）

報　　告

法テラス指定相談場所相談と司法書士会総合相談センター

司法書士　山　口　基　樹

一　はじめに

私は、平成23年９月１日付けをもって、法テラス京都の副所長に就任した。司法書士としては、初めての就任である。就任後は、京都司法書士会（以下「当会」という。）と法テラス京都の執行部において定期的に協議会（年１～２回）を開催し、業務連携など様々な点について議論をしてきた。その中の一つのテーマが当会総合相談センターを法テラスの指定相談場所とすることについてであった。そして、執行部との協議・事務局との打合せを行いつつ、平成25年４月１日に当会総合相談センターは、法テラスの指定相談場所としての指定を法テラス京都から受けた。

そこで、「法テラス指定相談場所相談と司法書士会総合相談センター」というテーマで原稿の執筆をさせていただいた。指定相談場所相談はどのようなものか、司法書士会総合相談センターとの関係をどう考えるのかについて書きたいと考えたからである。いまだ、無料の相談会は、法テラスの指定相談場所の指定を受けることができないと考えている会員がいると聞くからである。そして、司法書士の法テラスに対する役割について思うことを述べさせていただいた。なお、本文中における意見や感想は、あくまで個人的な見解であることをお断りしておく。

二　法テラスの指定相談場所の指定について

１　指定相談場所とは

地方事務所長が指定した法律相談援助を行う場所（業務方法書第５条第６号）ということになる。現在は、一定の要件を満たすことにより無料であっても指定を受けることができるようになっている。法テラス設立当初は、有料相談のみに限定され、指定権限も法テラス理事長であったが、平成20年の指定相談場所の指定等に関する細則改正により、指定権限が地方事務所長に、無料相談を行う場合であっても一定の要件を満たすことにより、指定を受けることが可能となっている。市民に利用しやすいものとするため柔軟に対応できるようにしたものである。とくに、地方事務所（センター）での相談には、遠方で来所が困難であるとか、法テラスの業務時間外にしか時間のとれない市民に対しては、指定相談場所相談は、利用しやすいものとなる。そのため、司法書士会は、市民がさらに法テラスの相談を利用しやすいものとするため、指定を受けたものである。

２　司法書士会総合相談センターについて

ア　司法書士会総合相談センター設立の経緯

2001年の司法制度改革審議会の意見書を受けて、司法書士法の改正が行われ、簡裁訴訟代理業務が司法書士に付与されたことと時を同じくして、司法過疎地においても最小限の法的サービスを保障するため、法務省においてリーガルサービスセンター構想が検討された。これは、全国300カ所の相談窓口を設置することを内容としていた。これを受けて、日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）は司法書士会による総合相談センターを立ち上げ、法務省のリーガルサービスセンターに対応していこうと考えたと思われる。連合会は、相談事業部設置のための会則改正、相談センター設置規則の制定を単位会に求めてきたのである。当会も、連合会に対応すべく会則改正・総合相談センター設置規則の制定を平成17年第114回定時総会において決議した。その後、法務省のリーガルサービスセンター構想は、法テラスの誕生に至ったわけであるが、全国300カ所の相談窓口の設置にはいたらなかった。連合会の当初の計画は、300カ所の相談窓口に司法書士による総合相談センターを併設することを想定していたと思われるが、結果として、法テラス相談窓口のない総合相談センターができたことになる。

法テラスの業務は、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護業務が主な業務とされたため、当初幅広い国民全体の司法支援サービスとして想定されたリーガルサービスセンター構想から少し後退した内容となった。そのため、総合相談センターのあり方についていろいろ議論がされ、今日に至っている。このことが、相談事業部と総合相談センターとの関係を含め一般会員には少し分かりにくいものとなっているように思われる。

イ　司法書士会総合相談センターの相談料無料の理由

ところで、司法書士会総合相談センターの制度設計の段階では、相談料を有料にするか無料にするのかということが議論された。様々な理由から当会では、無料相談とすることになったわけであるが、その中の理由で、法テラスとの関係において無料とせざるを得なかったひとつの理由について述べておく。

それは、司法書士が法律相談援助を利用する場合は、司法書士法第３条第１項７号相談に限定されているということである。司法書士法第３条第１項５号相談については、法テラスの法律相談援助を利用できない。しかし、司法書士は従来報酬規定が定められていた時代には、法務大臣の認可した報酬基準があり、規定中において相談料が明示されていた。ほとんどの会員は、報酬規定に基づき相談者から相談料を受領していたものと思う。そのような状況で、民事法律扶助の要件を満たす相談者が自己破産や成年後見の相談に来られた場合は、５号相談とならざるを得ず法律相談援助が利用できない。その結果、相談者に費用負担を求めることになってしまう。総合相談センターを有料とすると、前記の相談者への相談は費用が発生してしまうことから事実上難しくなり、法テラスでの相談を紹介することになってしまう。総合相談センターは、司法書士による司法アクセスの改善の役割を担うことが期待され設置されたものであり、有料化は、自らの使命に対し、自らを縛るものとなってしまう。そのような理由もあって、当会の総合相談センターは、現在無料の運用となっている。ただし、あくまでひとつの理由である。

ウ　司法書士会総合相談センターの担うべき役割

リーガルサービスセンター構想については、すでに述べた。そして、その構想は法テラスにおいて、次の制度によって引き継がれていると思われる。

ⅰ　司法過疎地域事務所の設置

司法過疎地に法テラスに勤務する常勤弁護士（スタッフ弁護士）が常駐し法律サービス全般を行うものである。いわゆる４号事務所と称される事務所である。（総合法律支援法第30条第１項第４号）平成24年３月31日現在35カ所に設置されている。（注　地域事務所は、司法過疎地域事務所と扶助・国選地域事務所の２種類がある）

ⅱ　指定相談場所の指定

以上のⅰ・ⅱであると考えられる。しかし、ⅰについては、司法書士が関与することは想定されていない。そうすると、ⅱについて関与することが当初の構想を活かすために必要ということになる。今後、司法書士会において総合相談センターをどのように運用していくのか議論のあるところではあるが、ひとつの役割として、指定相談場所としての役割があると考えている。

３　無料の司法書士会総合相談センターが指定相談場所の指定を受けるための要件について

指定相談場所の指定等に関する細則に定められているが、次の要件を満たす必要がある。

ア　司法書士会が指定を受けようとする無料相談センターが存する市区町村内に法テラス地方事務所、支部及び出張所（以下、センターの事務所という。）が存する場合。

ⅰ　相当程度の法律相談援助が見込まれること。（２条２号）

ⅱ　関係団体等の協力により、無償又は極めて低廉な費用で、法律相談施設を確保し、かつ受付事務等への支援が得られること。（２条３号）

ⅲ　個人情報の保護に配慮した相談態勢をとることができること。（２条４号）

ⅳ　予め設定された時間枠において実施され、司法書士会が実施する法律相談とは明確に区分されること。（４条１号）

ⅴ　広報及び受付等において明確に区分され、利用者において利用している制度の種類を明確に認識できる態勢が確保されていること。（４条２号）

以上の要件をみたしている場合

ⅰ　多重債務案件以外に限定して無料相談センターを指定相談場所として指定を受けることができる。（４条３号）

ⅱ　多重債務案件であってもセンターの事務所の業務時間外であれば無料相談センターを指定相談場所として指定を受けることができる。（４条３号）

イ　司法書士会が指定を受けようとする無料相談センターが存する市区町村内にセンターの事務所が存しない場合。

前記アのⅰ、ⅱ、ⅲ、ⅳ及びⅴの要件を満たしている場合、センターの事務所の業務時間にかかわらず指定相談場所として指定を受けることができる。

以上の規定を考慮して、当会総合相談センターは次のとおり指定を受けた。

相談日時	毎週木曜日	19時～21時
	毎週土曜日	10時～12時
	毎週日曜日	13時～16時
場　　所	第１相談室	

なお、法テラス本部において、指定相談場所の細則改正が現在検討されているようであり、改正後は新たな対応が必要になる可能性がある。

４　指定相談場所の指定を受ける意義

会員の中には、総合相談センターが無料なので、あえて指定を受ける必要はないと思っているかもしれない。しかし、無料相談センターであっても以下のとおり指定を受けるメリットがあると考える。

ⅰ　司法書士会と地方事務所の連携関係が強化される。

ⅱ　総合相談センターでは、相談者は通常同一事件について２回まで相談を受けることができる。一方で、指定相談場所として相談援助を受ける場合は、同一事件については３回まで相談援助を受けることができる。理論的には、当初、指定相談場所相談３回を受け、その後総合相談センターの相談として２回受けることもできるわけである。もっとも、どのような運用とするかは、司法書士会が決めることである。

ⅲ　指定を受けることで相談援助の件数が増加する。

ⅳ　総合相談センターでの相談は、基本的に直接受任を認めていない。法テラスの相談の場合は、相談者が事件の依頼を希望する場合、相談者は受任に努めなければならない。（契約条項８条）指定を受けることでスムーズな事件の依頼ができることになる。

なお、指定を受けることで相談援助対応の司法書士に対しては、法テラスから相談料が支給されるため、司法書士会の事業予算面での利点が大きいと考える会員がいるかもしれないが、実施については、別に受付担当者や専用の電話番号で対応することから、予算面の利点はほとんどない。あくまで、司法アクセスの向上という観点からの指定であることを強調しておきたい。司法書士会が運営する総合相談センターは、民事法律扶助制度利用のための拠点と位置づけしている。

５　指定相談場所相談の相談員になるには

指定相談場所の相談員には、できるだけ多くの会員に協力いただけたらと願っている。しかし、運営をしていくには、トラブルが起こることがあってはならない。そこで、前提条件として必要なこと及び運営上の配慮から会独自に要件を定めている。以下に述べる。

ⅰ　認定司法書士であること（前提条件）法律相談援助は、７号相談に限定されるからである。

ⅱ　法テラスとの契約において、センター相談登録契約・事務所相談登録契約・受任予定者契約・受託予定者契約のすべてに契約していること（前提条件）指定相談場所相談は、センター相談であり、それだけで足りると思われるかもしれないが、そもそも法律相談援助は事件の受任・受託の前提として実施されるものであり、相談者へのシームレスな支援を考えた場合には、相談のみでは不十分だからである。また、事務所相談登録が必要な理由は、指定相談場所相談の結果、継続相談となった場合には、その後は、事務所相談になることも予想されるからである。

ⅲ　会が指定した指定相談場所相談員研修を受講したこと（独自要件）

平成25年３月12日に実施した。なお、欠席された会員は、ＤＶＤの視聴とレポートの提出が必要である。

三　法テラスと司法書士

１　法テラスの今後

現在の日本は、いまだ先の見えない社会不安の中にあるように思われる。そんな中、司法としてのセーフティーネットのあり方も問われているように思う。法テラスの業務開始から７年が経過したが、一般市民の６割の方々は、いまだ法テラスの存在を知らないという現状がある。法テラスを利用してもらうには、まず知ってもらう必要がある。法テラスとしては、真に司法サービスを必要とする方々への周知を図り、法テラスに対する期待に応えていく必要がある。司法書士には、法律サービスの提供者として、また法テラスへの橋渡し役をお願いしたい。

２　司法書士が法テラスに対し果たすべき役割

総合法律支援法を読むと、第１条の目的において、「この法律は、内外の社会情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他法による紛争解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他隣接専門職種のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。」と定めている。

ここで、司法書士という文言が条文上定められたことの意味は、司法書士が隣接法律専門職種の代表という位置づけでなく、弁護士とともに同法に定める目的を達成するためにその責務・義務を負ったものと理解する必要がある。したがって、司法書士は民事法律扶助事業において、法律相談援助、代理援助、書類作成援助のサービス提供者としてこの事業を国民に利用しやすいものとしていくとともに、利用の拡大を進め、資力の問題から法にアクセスできない状況をなくしていく義務がある。他にも、法テラスの本来業務である犯罪被害者の支援においても10条３項において、司法書士及び司法書士団体に対し、法の基本理念にのっとり総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努める義務を課している。総合法律支援法は、司法書士にいろんな義務を課している。

法テラスは、司法制度改革の柱として誕生し、司法書士の簡裁代理権も司法制度改革のなかから生まれたものである。司法制度改革が成功したかどうかの一つのメルクマールとして、司法書士がどれだけのことを実行できているかが問われるのである。法テラスは、司法書士や弁護士のために

ある組織ではない。市民のために存在するものである。法テラスは、今後ますます発展していくことが予想されるが、その中で、法に定める責務を果たさない者はどうなるのかということが心配である。そうならないように、会員の皆様には、法テラスに関心を持っていただき、さらなる法テラスへの関与を深めていただくことをお願いする次第である。今般の指定相談場所の指定は、その関与を深めるひとつの契機と考えている。

報　　告

区役所相談の展開について

相談事業部長　松　井　　大

平成25年秋から京都市内の区役所の一部で、司法書士による無料法律相談会を開催する運びとなりました。

洛西支部では既に数年前から独自に右京区、西京区での区役所相談をされていましたが、本年度は京都市内のすべての区役所での相談会を開催しよう、という方針で構想が練られていました。前相談事業部長が、京都市との交渉など、ある程度の根回しや下準備をされていたので、後は各区役所と協議してＯＫをもらえれば日程を定めるだけというところで引き継いだ次第です。それでも、協議をうまく進めていけるのかは不安な状態でした。

各支部の担当者の方にご協力をいただき、一緒にいくつか区役所を回ったのですが、支部の担当者の方が大変熱心に相談会の趣旨と必要性を説明され、相手も話をしっかりと聞いてくれていました。しかし、こちらの要望に対する対応はまちまちでした。各区役所で対応にかなりの差があり、積極的に対応してくれるところもあれば、消極的に「一応検討いたします」といったところ、また、話は聞いてくれても、ほぼ門前払いのところもありました。

対応が早かったのは洛央支部の東山区役所、中京区役所、下京区役所でした。すでに３区役所で実施しています。また、伏見区役所も大変感触が良く、積極的な様子であり、３月に開催の予定です。

ちなみに平成25年中に実施した相談会では、東山区役所２回（相談件数計４件）中京区役所１回（相談件数７件）下京区役所２回（相談件数計７件）という結果が出ています。また、年度内に中京区役所２回、東山区役所１回、下京区役所２回、伏見区役所（支所合わせて３か所）１回の開催が予定されています。

逆に、反応が今一つだったのが南区役所、山科区役所でした。南区役所では「うちでは相談会の場所の提供はしておりません」と断言され、山科区役所もかなり消極的な感じで、検討はすると言ってくれましたが、いまだ返答はありません。ある程度の実績が出た時点で再度交渉に行きたいと考えています。あと、洛北支部の管轄内の左京、上京、北区役所については、まだ打ち合わせに行けていない状況ですので、今後早急に進めていきたいと思います。

今後、区役所相談を実施・継続していくうえで、予算や相談員の確保など、特に相談員日当や広報関係の費用についていろいろな問題が上がってくると思います。それらの対応も次年度以降の大きな課題になると思いますが、まずはすでに開始した区役所での相談会を継続し、いまだ実施できていない区役所での早期の相談会実施を当面の目標と考えています。

報　　告

少額裁判費用援助制度について

裁判手続支援センター所長　**丸　岡　易　史**

1　初めに

今年度、裁判手続支援センターの所長に就任した洛北支部の丸岡です。今回は、運用を開始した少額裁判費用援助制度について、ご注意いただきたい点を少しお話しします。

2　「少額裁判費用援助規則」制定までの経緯

平成25年５月の総会において、「少額裁判費用援助規則」制定の議案が承認可決され、現在、本制度が稼働しています。

裁判手続支援センターでは、この規則の原案を作成しました。実は平成23年度から原案の作成に着手していて、この総会の１年前には原案が完成していました。京都司法書士会で作成した原案を元にして、大阪司法書士会では１年前に同様の規則を制定されたそうです。

3　「少額裁判費用援助規則」の内容

ポイントを絞ってお話しします。

（1）（目的）

第１条　この規則は、京都司法書士会の会員が、国民から依頼を受け、少額裁判に係る手続を受託又は受任するにあたり、本会が会員に対して費用を援助することにより、少額裁判手続の利用を促進し、もって会則第３条第20号で規定する国民に対して司法書士が提供する法的サービスを拡充することを目的とする。

長い目的ですが、裁判費用援助により、究極的な目的は司法書士が提供する法的サービスを拡充することにあります。本制度は、司法書士の裁判事務受任推進政策の一つに位置付けられます。

（2）（援助金支給の申込要件）

第４条　援助の申込みは、次の各号の要件を満たす場合にすることができる。

（1）事件の経済的利益が 50 万円以下であること。

（2）会員と依頼者が書面により委任契約を締結し、報酬（着手金を含む。以下同じ）の額又は報酬額の算定方法を定めていること。

（3）事件が勝訴の見込みがないとはいえないこと。

（4）事件が、金銭の貸付けを業とする者、立替払いを業とする者、信用供与を業とする者又はこれらに類する者に対して債務を負担する者から受任又は受託する任意整理事件、特定調停事件、過払金返還請求事件、破産事件、民事再生事件及びこれに類する事件でないこと。

（5）本規則の濫用と認められる場合でないこと。

（6）依頼者から個人情報の提供及び第９条所定の申込みに関する承諾を得ていること。

（7）事件が終了していないこと。

2　援助の対象となる事件は、依頼者が、消費者又は事業者、自然人又は法人などのいずれであるかを問わない。

（援助の申込み）

第９条　援助を希望する会員は、裁判手続支援センターの定める書式により、事件終了までに本会に対して援助の申込みをしなければならない。

2　前項の申込書には、事件の受任又は受託に係る委任契約書の写しを添付しなければならない。

（援助金額の決定）

第12条　審査委員会は、前条の報告があり次の要件を満たすときは、援助の金額を決定し、その結果を書面をもって会員に通知する。

（1）第９条の申込みのときに提出された委任契約書に基づき、事件の結果算定された報酬総額が、１万円以上 10 万円未満であること。

（3）申込みできる要件が第４条に規定されていますが、実際に審査をしてみると、要件の解釈と充足について考える場面があります。

本制度は、委任契約書に基づき事件の結果算定された報酬総額と10万円の差額を援助する制度です。報酬額が５万円なら最大５万円、８万円なら最大２万円が支給されます。

この制度を利用しようと考えると、受任時に報酬額を決める際に援助金のことを考慮に入れると思います。

しかし、例えば、「報酬の支払いに充てるため少額裁判費用援助を申込みする」と規定されていると、援助があった場合に依頼者が援助金相当額の報酬支払義務を免れると解釈することができます。そうなると、報酬の額又は報酬額の算定方法を定めているという申込要件を充足しない可能性が出てきてしまいます。

具体的に言うと、事件終了後報酬額を計算すると８万円になる場合は、２万円を援助できることになります。では、依頼者は２万円を差し引いた６万円を支払えば良いということになりませんか、ということです。もちろん、申込者依頼者双方とも、援助金を考慮しないで報酬額を支払う合意ができていると主張されることがあり得ます。

しかし、申込みのときに提出された委任契約書に基づき、「事件の結果算定された報酬総額が、１万円以上10万円未満であること」という要件からすると、やはり、委任契約書から客観的に報酬総額が計算できる必要があります。

分かりにくいと思いますが、結論は、委任契約書では報酬額またはその算

定方法に援助金を関連付けるような記載をしないで下さい、ということになります。

4　少額裁判費用援助制度の申込状況

11月の段階で８件の申し込みがあり、全て援助決定がされ、内２件は、援助金が支給されました。予算の関係（今年度は80万円です）で、援助できる件数に限りがあるので、要件に該当する事件を受任された場合は、積極的に本援助申込みをご検討下さい。

報　　告

東稜高校連続授業報告
（教師とのコラボ授業の実践）

法教育推進委員委員長　小　平　智　志

法教育を取り巻く背景

平成23年度から小学校、平成24年度から中学校、そして平成25年度から高校で新学習指導要領が実施されています。その新学習指導要領では、生きる力をより一層育むことを目的とし、主体的に判断し責任を持って行動できるようにするための消費者としての基本的な権利と責任についての理解をテーマとする消費者教育の充実が図られ、法教育の重要性はより一層高まっています。

また、平成24年12月13日に消費者教育の推進に関する法律が施行されました。

この推進法では、学校や社会で消費者教育を行うことを国や自治体の責務とし、消費者が消費行動を通して、社会の発展と改善に積極的に参加していく消費者市民社会を目指す理念が掲げられており、さらなる学校や地域、家庭、職域など、また年齢に関係なく、社会全体で消費者教育の機会を広げる後押しになることが期待されています。

そういった状況の中で当委員会は、例年どおり、高校、ＰＴＡ及び児童養護施設並びに大学への法律講座の案内を京都府下全ての学校に郵送し、要望があった学校で法律講座を開催しました。しかし、今年度の現在までの講座開催数は例年に比べ減少しているため、今後さらに各関係機関へ司法書士のこの分野への取り組みを周知させる必要があると思われます。

東稜高校での実践

このような背景の中、平成23年度、平成24年に引き続き、今年度も京都府立東稜高校での連続講座を開催することができました。準備、実践は以下のとおりです。

平成25年９月27日（金）
　高校シリーズ授業の内容の具体的検討
平成25年10月９日（水）
　高校シリーズ授業の模擬授業（東稜高校において）
平成25年10月16日（月）
　高校シリーズ授業の模擬授業の検討
　テーマ：契約クイズ、契約と消費社会
平成25年10月25日（金）
　上記授業の実践（司法書士会講師６名・サブ２名）
平成25年11月５日（火）
　高校シリーズ授業の模擬授業（当会会議室において）及びその検討
　テーマ：労働と人権
　平成25年11月22日（金）
　上記授業の実践（司法書士会講師６名・サブ２名）

東稜高校のシリーズ授業は今年で３年目になります。従来は①契約の基礎②携帯・インターネットトラブル③労働トラブル④紛争解決と法律、の４回連続授業だったのですが、学校側の都合もあり、授業回数が２回の予定となったため、内容の集約を図る必要があり、本年度は、①契約の基礎②労働トラブルの２テーマとしました。短い授業時間の中で、生徒たちに興味を持ってもらい、また分かりやすく説明ができるよう模擬授業を行い、講義内容を担当教諭並びにクラス担任に事前に確認していただき、指摘を受けた点について再度検討を行いました。

今年度の特徴としては、今まで司法書士のみが行っていた講座を司法書士と担任の先生の２名で進めていくようにし、生徒に教えることの専門家である先生と法律の専門家である司法書士が協力して講座を作ることで生徒に伝わりやすい授業を行えるように工夫しました。

講座を実施した感想としましては、担任の先生の参加意識が高まり、独自のレジメを作るなど生徒にうまく伝わるように授業の流れを作ってくださったので、スムーズに授業を進行することができたと思います。また、それによって司法書士が要点のみを話すことができ、伝えたいことが明確になりました。

今後この総括も委員会で行う予定です。

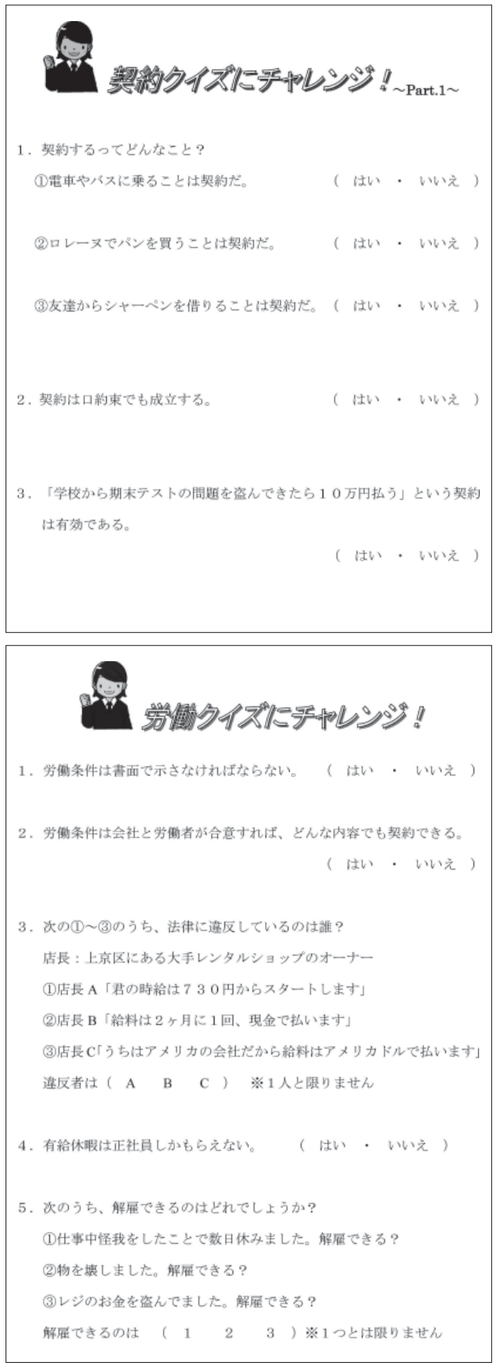

契約クイズにチャレンジ！～Part.1～

１．契約するってどんなこと？
①電車やバスに乗ることは契約だ。　（　はい　・　いいえ　）
②ロレーヌでパンを買うことは契約だ。　（　はい　・　いいえ　）
③友達からシャーペンを借りることは契約だ。（　はい　・　いいえ　）

２．契約は口約束でも成立する。　（　はい　・　いいえ　）

３．「学校から期末テストの問題を盗んできたら１０万円払う」という契約は有効である。
（　はい　・　いいえ　）

労働クイズにチャレンジ！

１．労働条件は書面で示さなければならない。　（　はい　・　いいえ　）

２．労働条件は会社と労働者が合意すれば、どんな内容でも契約できる。
（　はい　・　いいえ　）

３．次の①～③のうち、法律に違反しているのは誰？
店長：上京区にある大手レンタルショップのオーナー
①店長Ａ「君の時給は７３０円からスタートします」
②店長Ｂ「給料は２ヶ月に１回、現金で払います」
③店長Ｃ「うちはアメリカの会社だから給料はアメリカドルで払います」
違反者は（　Ａ　Ｂ　Ｃ　）　※１人と限りません

４．有給休暇は正社員しかもらえない。　（　はい　・　いいえ　）

５．次のうち、解雇できるのはどれでしょうか？
①仕事中怪我をしたことで数日休みました。解雇できる？
②物を壊しました。解雇できる？
③レジのお金を盗んでました。解雇できる？
解雇できるのは　（　１　２　３　）※１つとは限りません

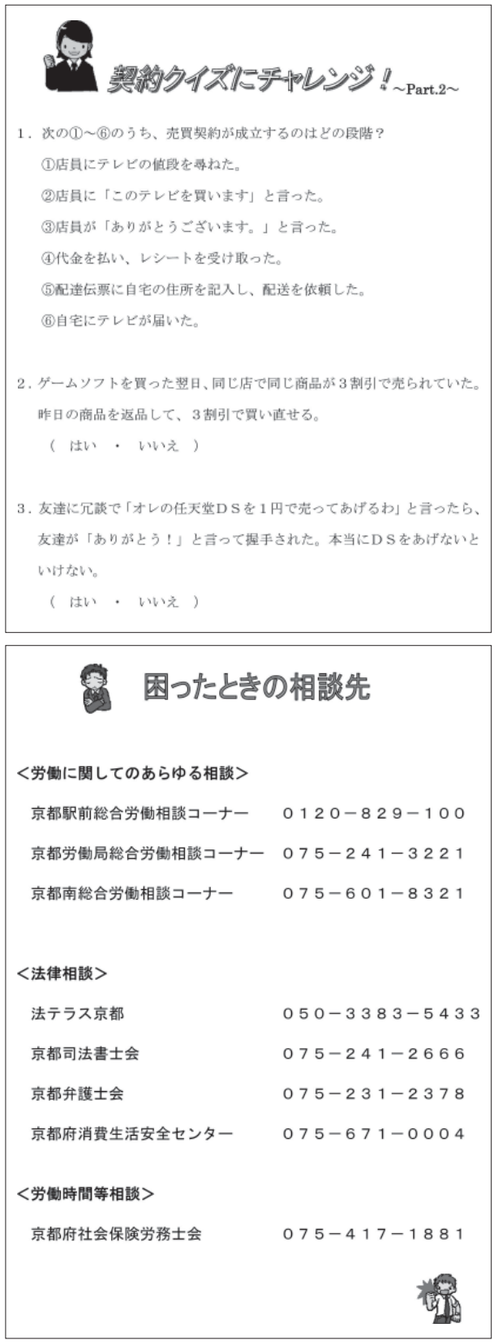

契約クイズにチャレンジ！～Part.2～

１．次の①～⑥のうち、売買契約が成立するのはどの段階？
①店員にテレビの値段を尋ねた。
②店員に「このテレビを買います」と言った。
③店員が「ありがとうございます。」と言った。
④代金を払い、レシートを受け取った。
⑤配達伝票に自宅の住所を記入し、配送を依頼した。
⑥自宅にテレビが届いた。

２．ゲームソフトを買った翌日、同じ店で同じ商品が３割引で売られていた。昨日の商品を返品して、３割引で買い直せる。
（　はい　・　いいえ　）

３．友達に冗談で「オレの任天堂ＤＳを１円で売ってあげるわ」と言ったら、友達が「ありがとう！」と言って握手された。本当にＤＳをあげないといけない。
（　はい　・　いいえ　）

困ったときの相談先

＜労働に関してのあらゆる相談＞

京都駅前総合労働相談コーナー	０１２０－８２９－１００
京都労働局総合労働相談コーナー	０７５－２４１－３２２１
京都南総合労働相談コーナー	０７５－６０１－８３２１

＜法律相談＞

法テラス京都	０５０－３３８３－５４３３
京都司法書士会	０７５－２４１－２６６６
京都弁護士会	０７５－２３１－２３７８
京都府消費生活安全センター	０７５－６７１－０００４

＜労働時間等相談＞

京都府社会保険労務士会	０７５－４１７－１８８１

報　　告

労働トラブルに対する取り組みについて

労働紛争問題対策委員会　委員長　　井　木　大一郎

本稿では、京都司法書士会（以下「当会」という。）の個別労働紛争に対する取り組みをご紹介いたします。平成24年の事業年度途中から当会理事会の要請により労働紛争問題対策委員会が設置されました。そして、平成25年10月から労働専門法律相談「労働トラブル無料法律相談」がスタートしました。当プログラムの特徴としては、労働分野の「専門相談」であること、及び「無料」であることが特筆すべき点です。相談員は、応募による登録制で、労働法・実務に関する所定の研修の受講を登録要件としています。

個別労働紛争の件数は、年々増加ないし高止まりしており、不当解雇、サービス残業、名ばかり管理職、いわゆるブラック企業問題、いじめ、セクハラ、パワハラ、メンタルヘルスなどの労働に関する諸問題は、マスコミ等でも頻繁に報道されており、古くて新しい社会問題であるといえます。

これらの労働トラブルに関する個別紛争事案に対して、裁判所提出書類作成及び簡易裁判所訴訟代理を業務範囲とする司法書士は、法律専門職として、個別事案の紛争解決に積極的に関与することが国民から期待されている状況です。

また、司法書士は、商業・法人登記業務により、中小企業経営者と継続的な取引関係にあることが少なくありません。このような関係性から会社側（経営者・使用者側）から、従業員との間の個別労働紛争に関する相談を受けることも想定されます。

司法書士は、国民にとって身近でアクセスしやすい法律相談窓口として、または、登記業務等の取引先からの相談窓口として、労働者側または使用者側から、労働トラブルに関する法律相談を受ける機会が数多く存在しています。

司法書士に期待される役割としては、まず第一義的には、これらの個別労働紛争の初期窓口・端緒として、法律相談を受け、法的なアドバイスを提供すること、または、事案に応じて、各種関係機関・制度等を紹介、情報提供するナビゲーターとなること、が求められていると考えます。そして、第二義的には、これらの個別労働紛争に対して、最終的な紛争解決機関として、示談交渉、及び簡易裁判所における民事裁判・民事調停・訴え提起前の和解手続き（即決和解）の訴訟代理人活動、または地方裁判所における民事裁判・労働審判手続の書類作成による本人訴訟活動の後方支援の裁判手続メニューをもって、活動するという役割です。さらに、当会調停センターを利用して、対話調停による紛争解決という方法もあります。

具体的な事例をいくつかご紹介します。

会社の資金繰り悪化等を原因とした労働者への賃金の未払いが生じた場合、未払い賃金の請求（商法514条又は賃金の支払の確保等に関する法律６条１項に基づく遅延損害金を付しての請求）が法的に可能です。司法書士は、労働者側の代理人として、示談交渉、民事訴訟等によって、未払い賃金を請求し、回収することができます。逆に、使用者側の代理人として、被告側の訴訟代理活動をすることもあるでしょう。未払い賃金の任意の支払いがなされない場合は、強制執行の手続きをサポートすることもできます。

他にもサービス残業代の請求、解雇予告手当ての請求などの訴訟代理業務、ならびに労働審判の書類作成による本人訴訟支援などが、司法書士が関与する典型的な事案になると考えられます。

もっとも、司法書士の裁判代理権には、訴訟物の価額、管轄裁判所に応じて、対応できるものとできないものがありますので、この点を相談者・依頼者に丁寧に説明して、手続き選択のための判断材料を情報提供するのが司法書士の責務であるといえるでしょう。

解雇の無効を争うような事案、サービス残業代・未払い賃金等の訴訟物の価額が140万円を超えるような事案については、司法書士の裁判代理権の範囲外になりますので、依頼者の利益を最優先する視点をもって、司法書士による本人訴訟でサポートするのか、弁護士、各種の裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）等の関係機関を紹介するのか、その見極めが肝要となります。その基準は、労働事件の高度な専門性、依頼者の物理的・精神的な負担などを考慮して、通常の訴訟事案よりも厳密に考える必要があるでしょう。なお、上記ＡＤＲのうち、当会調停センターは民事一般を扱うことができます。

このように、個別労働紛争に対する対処方法は、司法書士のみの関与により解決できるものだけではなく、事案によっては弁護士、社会保険労務士等の他士業、労働局等の関係機関との協調によって成果を得ることも少なくありません。

この点についても、当会では、各種関係機関によって構成される連絡協議会などへの参加、研修会・勉強会などの相互交流などによって、関係強化に努めたいと考えています。

当会における労働トラブルに対する本格的な取り組みは、まだ始まったばかりです。司法書士が、その適性を活かして活躍できる環境を整え、無料法律相談の利用件数及び労働事件の受任事件件数の増加をもって、市民の皆様の期待に応えるよう取り組んでいきたいと考えています。

最後に、無料法律相談プログラムの概要を記しますので、市民の皆様、会員の皆様におかれまして、当プログラムのご周知、ご紹介方をお願いいたします。

記

名称「労働トラブル専門無料法律相談」
相談員：労働トラブル専門の登録相談員
予約制
予約専用ダイヤル：075－255－2566
相談対応時間：
【平日】月曜日～金曜日　10時～ 17時
【夜間】木曜日　19時～ 21時
【休日】土曜日　10時～ 12時
　　日曜日　14時～ 17時
相談内容：
未払い賃金、サービス残業代、解雇予告手当等の個別労働紛争

報　　告

自死対策の取組みについて

自死対策・犯罪被害者支援委員会　**浅　井　　健**

京都司法書士会（以下「当会」という）では、平成22年に自死対策・犯罪被害者支援ワーキングチームを設置し（現在は委員会）、関係諸機関との連携を図り活動を行っている。

現在は、京都府自殺対策連絡協議会、京都府相談･支援ネットワーク「いのちささえ隊」運営委員、京都市の自殺対策総合連絡協議会、セーフコミュニティかめおかの自殺対策の委員として参画している。

「自殺」という言葉に良いイメージがなく、直接的な表現をすると拒否感を示される方が多いのは理解しているが（当会の委員会名も自死対策としている）、以下の文章では自殺と表現することをご容赦いただきたい。

自殺は縁遠いこと、司法書士の業務にはあまり関係がない、と敬遠されがちではあるが、

非常に身近なもの､我々の職務に直接的に関わっていることを認識してもらい、以後の職務遂行の参考にしてもらいたい。

Ⅰ：自殺の現状

平成25年の全国の自殺者数は２万7,276人、京都府内では518人であった。（平成25年警察庁統計暫定値）この２年間全国的には減少傾向ではあるが、京都府では増加している。また、自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）は平成24年21.8で先進国の中でも特に高い数値となっている。自殺の比較対象としてその死者数が話題となる交通事故による死者数は4,373人である。（警視庁資料より）つまり、自殺による死者数は、交通事故の死者数のなんと6.2倍以上にもなっている現状を認識していただきたい。

これだけでかなり大変なことだとお分かりいただけると思うが、年代別の死亡原因を調査した厚生労働省の平成24年度人口動態調査によると、15歳から39歳までの死亡原因の第１位は自殺となっており、40歳から49歳の死亡原因では悪性新生物についで第２位となっている。ちょうど働きざかりで社会での核となる年代の死亡原因のトップ、あるいは２位が自殺とは驚きである。

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所　自殺予防総合対策センターのデータによると、自損行為、つまり救急隊員が自殺未遂と判断した理由による救急搬送率（人口10万人当たりの搬送者数）は、46.0となっている。ちなみに救急隊到着時に死亡が確認された既遂の場合は、搬送されないので件数には入っていない。総務省から公表されているデータから計算してみたが、京都府内で救急車を100回見かけたら１回は自殺未遂者を運んでいる計算となった。

自殺の原因の第１位は健康問題、第２位が経済・生活問題、第３位が家庭問題、第４位が勤務問題となっている。経済・生活問題、特に多重債務に対しては、我々司法書士が業務として関わる問題である。

Ⅱ：なぜ司法書士が自殺対策なのか

先ほど自殺原因の第２位が経済・生活問題と述べたが、その数は平成24年で５,219人となっている。病気など他の原因との複合的要因もあるだろうが、かなりの数である。

特に意識してもらいたいのが、自殺者は誰にも相談せず死を選んだのではなく、多くの場合、生きたいと思って誰かの手にすがろうとしている。そのすがりつく先にわれわれ法律家が含まれていることを認識していただきたい。

ＮＰＯ法人自殺対策支援センターライフリンク自殺実態白書2013（以下「白書」というhttp://www.lifelink.or.jp/hp/whitepaper.html）によると、遺族等からの聞き取りから、自殺既遂者のうち、亡くなる前に約70％が何らかの専門機関（相談先としての法律家の割合は約６％）に相談に行っている。亡くなる前１か月以内においても47.5％の人が生きたいと思って専門機関に相談に行っている。決して司法書士業務と自殺とは関係が無いのではなく、大有りである。

白書によると、法律専門家は相談者の主訴のみにとらわれてしまい、その背後にある様々な問題（うつ病、家庭問題など）を見逃している可能性があり、仮に気づいたとしても、医療、福祉、心理などへの連携が不十分な可能性があると指摘している。傾聴を意識せず、通り一遍の法的要件だけを説明する相談では気づけないであろうし、色々な支援組織を知っていないと、つなぐことはできない。みなさんは気づくことができるのか？つなぐことができるのか？自問していただきたい。

Ⅲ：自殺を要因とした仕事の依頼が来ているかも

経済苦などでの希死念慮者（死にたいと望んでいる人）が司法書士に相談に来るケースはさほど多くないであろう。ただ、司法書士の日常業務には相続登記、抵当権抹消登記、死亡による役員変更登記などがある。

何を言いたいのかはすでにお分かりであろうが、一人が自殺すると、複数の自死遺族が出来てしまう。夫が亡くなったので抵当権抹消と相続登記をしてほしいとの依頼があった場合、ご主人の死亡原因はひょっとしたら自殺かも知れない。働き盛りの年代であれば、死亡原因の第１位が自殺なのである。もちろん「自殺ですか？」と聞くわけにいかないし信頼して心を開いてもらえないと聴き出せないので、無理に聞く必要はない。背景に自殺の可能性があることを知っていてもらいたいのである。

自殺に限らず、愛する家族が亡くなって、これからどうしていいのかわからず、いっそのこと死んでしまいたい、でも、銀行から言われたから早く手続きをしないと…と思っている相談者が来るかもしれない。家族の死はそれだけでも非常につらい出来事なのに、死亡後の金融機関や役所の手続は面倒で時間がかかり、遺族には負担となっている。司法書士にも相談に行かなければと、やっとの思いで相談に来ているかもしれないのである。

ましてや自死遺族は、家族が自殺で亡くなったことを話しづらく、話せたとしても周囲から配慮の無い言葉を投げられたり、自殺に気づけなかったと自らを責めたりと、心のケアにつなげる必要があることが多い。白書には､『夫の両親から､「うつ病になったのは、あなたと結婚したからだ。あなたが責めたてて自殺に追いやった」と言われたり､「この結婚はそもそも反対だった」と言われたりした。（40代　女性）』などの実例があげられている。自殺直後の自死遺族の４人に１人は自分も死にたいと考えており、時間が経過してもなお８人に１人くらいは希死念慮を持っているとの調査結果が出ている。仮に自殺が原因で相談に来たことに気付いた場合、気遣いのある相談ができるように心がけてもらいたい。

Ⅳ：当会の取組み

冒頭で紹介したように、当会では自治体での自殺対策事業に積極的に参画している。それ以外に自殺予防月間での街頭啓発をはじめ、京都府自殺ストップセンターへの相談員の派遣、自殺予防月間における各種相談会への相談員の派遣を行っている。それら以外に重要な取組みとしては、多重債務等解決支援プログラムがあげられる。

現在、亀岡市、福知山市、与謝野町、長岡京市、城陽市、八幡市の６市町村との委託契約を結び、多重債務者の支援を行っている。これは生活保護の相談など、生活困窮者が自治体に相談に来た場合、多重債務が生活困窮の原因になっている時には、相談者の了解のもと、原則３日以内に当会から相談員を派遣するものである。派遣された相談員は、自治体職員と一緒に相談を聞き、解決を支援していく。

この制度のメリットは、自治体と連携することにより、多重債務解決後の生活再建が図りやすい

事と、事件処理状況を自治体に報告するため、過払いがあったときなどは滞納税の支払いにつなげることもできる。自治体の多くは弁護士会と多重債務相談の委託契約を結んでいるが、それらの相談では相談者がその後どうなったのかわからないが、プログラムを利用した場合には把握ができ、生活支援に役立っているとおおむね好評である。当会での多重債務相談会の相談件数は激減しているが、プログラムの支援者数は平成23年度から24年度は微増している。

Ｖ：終わりに

京都は大学が多く、学生の街となっている。残念なことに若年層の自殺が多いのも現実である。京都市でもFacebookを活用した啓発活動を行うなど対策に本腰を入れてきている。しかしながら、大学側は学生向けの相談室を開設するなど個々の対策は行っているものの、対外的に自殺対策を発信することはなく連携もないのが現状である。今後は、府・市と協力し大学間の連携を図っていきたい。

また、自殺未遂者の支援も重要である。自殺者の多くは未遂経験者であり、白書によると若年女性の67％、女性全体でも48.4％が未遂経験者であった。（男性は26．２％）

未遂の段階で適切に支援機関につなげれば、かなりの人の命を救えていただろう。

しかしながら警察、消防、病院からの未遂の情報は得ることは困難である。個人情報を勝手に漏らすわけにもいかず、情報開示、連携には及び腰となっているのが現状である。ようやくセーフコミュニティ亀岡で、試験的に相互連携が始まった段階であり、今後多くの自治体で連携が取れるようになることを期待している。

会員のみなさんには、自殺が業務に関わっている事を認識してもらい、ゲートキーパーの役割を担っていただきたい。ゲートキーパーというと犯罪収益移転防止と思われるかも知れないが、『「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。（内閣府ＨＰより）』

当会でも希死念慮者に「気づく」ためのゲートキーパーの研修会や、調停センター・相談事業部での傾聴スキルの研修会を開催している。ぜひ参加していただき、日々の相談での自殺予防活動に協力していただきたい。最後に、ストレスフルな仕事が続くみなさんのメンタルヘルス対策にも、自分自身で気を配っていただくようお願いする。

（相談先）

（深刻な悩み相談）

■京都府自殺ストップセンター
いのちのサポートチーム
月～金　９時～ 20時　0120-556-097

■京都市　こころの健康増進センター
月～金　９時～ 12時　13時～ 16時
075-314-0874

■きょう・こころ・ほっと電話
火９時～ 12時　木13時～ 16時　075-321-5560

■京都自死・自殺相談センター　Sotto
金・土　19時～翌５時30分　075-365-1616

■京都いのちの電話
年中無休　365日　075-864-4343

■よりそいホットライン
年中無休　365日　0120-279-338

（自死遺族の会）

■こころのカフェ京都
18時～ 21時　090-8536-1729

（犯罪被害者）

■京都犯罪被害者支援センター
075-451-7830
月～金　13時～ 18時　0120-607-830

会　員　寄　稿

It's Only Softball（But We Like It）
～第20回京都自由業団体懇話会親睦ソフトボール大会～

城南支部　柴　田　宏　明

平成25年11月９日（土）、山城総合運動公園（太陽が丘）にて、京都自由業団体懇話会親睦ソフトボール大会が開催された。今年で20回目を迎える士業対抗戦である。雨で中止になることが多く、ここのところは隔年の開催となっている。

今回参加したのは、京都府社会保険労務士会、近畿税理士会京都府支部連合会、京都府行政書士会、日本公認会計士協会京滋会、日本弁理士会近畿支部京都地区会、（社）京都府不動産鑑定士協会、京都土地家屋調査士会、そして、我が京都司法書士会の８チーム。

前回（第18回、昨年は雨天中止）の優勝チームは税理士会である。税理士会は、支部単位で複数のチームがあるらしく、この“自由懇”には、例年、対抗戦をしたうえで、選抜メンバーで臨むと聞いている。優勝候補の筆頭。土地家屋調査士会も前回準優勝であり、強豪である。さらに、行政書士会は、30名近い会員が所属するチームが普段から活発に練習や試合をこなし、近畿レベルで交流戦も開催されているという。これらのチームは、“自由懇”優勝が１年のうちの大きな目標の一つとなっているといえる。以上３チームが優勝候補という前評判であった。

大会は、トーナメント制で行われ、今回は８チームなので不戦勝はない。組合せは事前の打合せ会で抽選が行われるが、我が司法書士会の第１回戦の相手は、調査士会となった。抽選を引いたのは私で、第１試合で敗退すると、２試合しかできないので、できれば上記の３チーム以外のチームと当たって、「まず１勝を」と考えていたが、前回の準優勝チームとの対戦となってしまった。もっとも、税理士会、行政書士会がいずれも反対のブロックに入ったので、この２チームとは決勝までぶつからず、かつ、決勝までにこの２チームのうちの少なくとも一方が姿を消すという組合せとなった。つまり、調査士会に勝ちさえすれば、司法書士会が、決勝へ進める可能性が高いということだ。戦前はそう考えていたのだが…。

前回、司法書士会は３位であった。当会は、公募にてメンバーを集めているが、毎年、参加する者も多い。私も今回が三度目の参加である。城南支部には会員で構成するソフトボールチームがあるし、他の支部にもソフトボール好きがたくさんいる。やはり、いわゆる野球経験者でなくても、世代的に、幼少期にバットとボールで遊んでいたという会員は多いし、一般のソフトボールチームに所属している人もいる。中でも洛央支部のＦ会員は、無類のソフトボール愛好家で、走・攻・守いずれも素晴らしい。そして、今回は、ピッチャーとしての実力も付けていた。

ソフトボールのピッチャーと言えば、ウインドミル投法という投げ方がある。ソフトボールは野球とは違い、「下投げ」であるが、ウインドミル投法は、その名のとおり、腕を風車のように１回転させて投げる。これにより、単なる下投げよりも球速のあるボールが投げられるのである。これのレベルが上がってくると、そう簡単には打たれないし、何よりカッコイイのである。北京オリンピックで金メダルに輝いた日本代表チームの上野由岐子投手は、ウインドミル投法で最高時速120ｋｍの球を投げるというが、ソフトボールをしている人たちにとって、上野投手はあこがれであり、ウインドミルは、一度は挑戦してみたい投法なのである。Ｆ会員ももちろんウインドミル投法だ。Ｆ会員は、球速、コントロールともに以前よりもパワー

アップしており、今大会のナンバーワン投手だったと思う。また、今回は、例年よりもソフトボールの上手いメンバーが揃ったので、優勝を狙えると確信していた。

当日は快晴、気温もそれほど低くなく、ソフトボール日和と言える天気である。第１試合が始まった。調査士会は、前回の準優勝チームであり、また、今回は主管会として、大会の準備、運営にあたっていたから、やはり、優勝したい気持ちが強かったと思う。１回、ともに得点が入らず、優勝を狙っている両チームであるからか、緊迫した空気に包まれていた。しかし、直後の２回表、調査士会に２点の先制を許し、２回裏の我がチームの攻撃は無得点に終わった。試合は、そのまま投手戦になるかと思われたが、３回、４回と司法書士会の打線が爆発、結局、逆転勝利となった。第１戦を勝利したことで、決勝進出が現実味を帯びてきた。チームが俄然盛り上がり、午後の準決勝に備えた。

準決勝の対戦相手は、１回戦で、弁理士会を破った不動産鑑定士会である。もちろん、油断してはいけないが、実は前回、鑑定士会とは、３位決定戦で対戦し、勝利していたから、勝てそうなイメージがあった。

試合は、鑑定士会の先攻で始まり、初回に１点を先制されたが、直ぐさま逆転に成功した。鑑定士会のピッチャーはウインドミル投法ではなく、いわゆる山ボールで球は遅い。この調子でいけば、本当に決勝に進めるかも知れない、と思った矢先、再逆転を許してしまった。鑑定士会のバッターの打球は、何故か野手のいないところに落ちる。そして、ランナーがたまったところで、大きいのを打たれてしまうなどして、３回、４回で一気に５点の差をつけられてしまった。逆に、１回戦で大爆発した我が司法書士会打線は、鑑定士会のピッチャーの前に沈黙し、塁に出ることすらできない。球も速くないし、打てないピッチャーではないと思っていたのだが、どうやら、スローボールの間に、それよりもほんの少しだけ速い球を投げているようだった。いわゆる緩急というやつで、みんなタイミングをずらされ、見事に凡打の山を築いてしまったのだ。最後のバッターの私も痛恨のサードゴロに終わった。結局、鑑定士会のピッチャーは、２回以降、得点を許さない見事なピッチングであった。敵ながらあっぱれというほかなかった。

決勝進出を狙っていただけに、我がチームは落胆を隠せなかったが、気を取り直して、３試合目に臨んだ。第３試合は、３位決定戦であり、公認会計士会との対戦である。公認会計士会は、第１試合で、行政書士会を破っていた。行政書士会には豪腕投手がいるのだが、試合を見ていた人によると、公認会計士会のピッチャーが安定度で勝っていたという。我が司法書士会は、前回より低い成績で終わりたくなかったので、油断できない状況と思われた。

しかし、試合が始まると、会計士会は、１、２回戦で未出場の会員が多かったのか、次々に選手を交代する全員出場モードで、行政書士会を破ったときのピッチャーは出てこなかった。我がチームもリラックスして試合に臨み、結果、11対２の大勝となった。優勝の夢破れたチーム同士の楽しい試合であった。

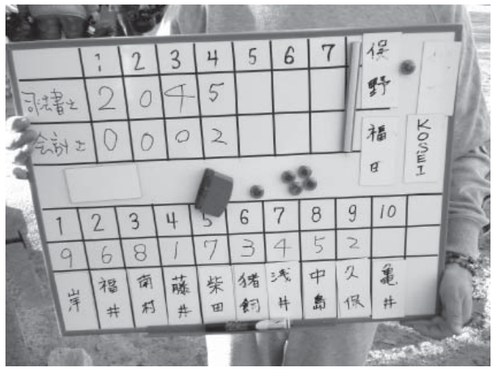

結局、第20回大会は、税理士会が連覇を果たし、準優勝は、鑑定士会であった。我が司法書士会は前回と同じ３位で、優勝からかなり遠ざかってはいるが、安定した成績ということもできる。しかし、次回の第21回大会は、司法書士会が主管会として、準備、運営にあたることになっているから、何としても優勝したいものである。参加メンバーの一部の会員からの年賀状には、「今年こそ優勝！」と書いてあったりもする…。

ていうか、どこまで勝ちたいんだ！。冒頭で述べたとおり、他のチームも優勝を目指しており、この“自由懇”は気持ちの上で大きなイベントではある。しかし、それにしても、今回は、殆どのチームのピッチャーの腕が１回転していたではないか。まだレベルの低い「なんちゃってウインドミル」だったりするのであるが、皆、日本代表の上野由岐子と同じ投げ方になっていたのである。この“自由懇”は、何度か参加していると、果たしてこれが親睦目的なのか、と疑問になることがあるが、試合を見ながら、「あそこのピッチャーはすごい。」とか「あの二遊間は完璧だ。」などと他士業間で会話がされていたりする。やはり、20回も続けば、レベルも上がっていき、そんな中で親睦が深まっていっているのかも知れない。おそらく、♪We know it's only softball but we like it, like it, yes, we do！ということなのであろう。

ところで、会報90号に前回（18回大会）の報告をさせていただいたが、その際、公認会計士会のメンバーに対する黄色い声援がすごく、司法書士会もそのような“環境”であれば優勝できたかも知れないということを書いた。公認会計士会は、今回も、相変わらずたくさんの黄色い声援があったが、実は、我が司法書士会も、M副会長が謎の女性応援団２名を連れてきてくれたので、楽しく試合をすることができた。守備につくとベンチに誰もいなくなる前回とは大違いであった。もっとも、結果は前回と同じ３位。

黄色い声援は、まだ足りないのかも知れない。

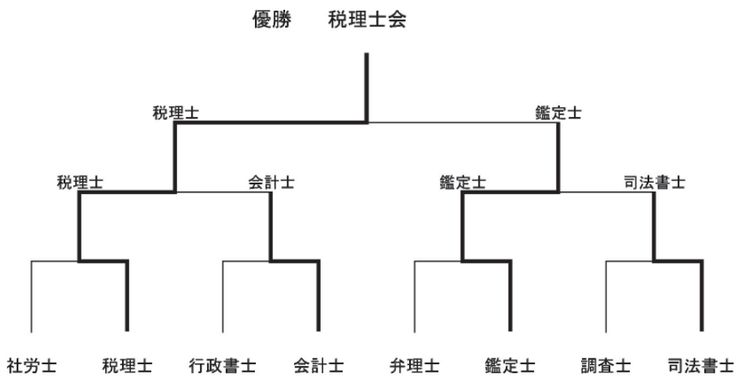

第20回京都自由業団体懇話会　親睦ソフトボール大会　対戦表

会 員 寄 稿

新年賀詞交歓会参加報告

広報部　岩 城 寿 英

平成26年１月10日フォーチュンガーデン京都にて新年賀詞交歓会が行われました。

会場であるフォーチュンガーデン京都は、昭和初期に建てられた島津製作所の旧本社ビルを利用した、レストラン、ウエディング、パーティーのスペースとして有名なおしゃれスポットです。これまでホテルで開催されていた格式を重んじた重厚な新年賀詞交歓会のイメージを、より華やかで和やかなものに変え、出席された方に気楽に楽しいひとときを過ごしていただきたいという執行部の意気込みが感じられます。

会場に着いて驚いたのが、会場に流れる音楽が生演奏であったことです。ピアノとギターのアンサンブルで、会場をラグジュアリーな雰囲気にする素敵な演出だと思いました。パーティーの形式が立食ビュッフェ形式であったため、ご来賓の挨拶も簡潔で乾杯までの進行が非常にスムーズであったことが印象的でした。乾杯後は席次を気にすることなく自由に新年の挨拶を交わしたり、食事や音楽を楽しんだりとそれぞれが思い思いの時間を和やかに過ごされていました。

定例行事である新年賀詞交歓会のイメージを変えるためには、企画・立案・運営すべての面で苦労が多かったと思いますが、その分、今回の新年賀詞交歓会を通じて、ご来賓や参加者に、市民に身近な「くらしの法律家」司法書士ならではの細やかな心配りやおもてなしの心を感じていただけたのではないかと思います。また、一会員の立場でも本当に気楽に楽しいひとときを過ごせましたので、来年の賀詞交歓会には執行部だけでなく、より多くの会員の皆様にご出席いただき、一年の始まりを盛大に飾れたら良いと思います。

ニュースレター

広報部では平成25年の初めから、関係機関の方々に京都司法書士会の取組みを広く知っていただくために、ニュースレターを定期的に発行しています。各自治体をはじめ、成年後見でお世話になっている地域包括や社協、法教育で訪問している高校や大学などにお送りしています。ある福祉関係の方からは、「司法書士さんって成年後見分野以外にも色んなお仕事されていたのですね、初めて知りました。」と言われました。

司法書士は身近なくらしの法律家。日々市民の方々と接する会員のみなさんが、一番の広告塔です。登記業務はもちろん、成年後見業務、簡裁代理業務など、私たちの職域は広がってきました。仕事や地域で私たち司法書士に関わって下さる方々は多いのですが、関わっている分野以外の司法書士業務はあまりご存知でないかも知れません。

ニュースレターを通じ、今後も広く当会の取組みを発信していきたいと考えています。

なお、会員の皆さまにはメール通信で配信をしておりますが、ご覧になっていない方もおられると思いますので、ぜひご一読下さい。

News Letter（ニュースレター）

司法書士の最新情報が満載!

あなたのとなりの頼もしい法律家
京都司法書士会
KYOTO Shihousyosi Lawyer's Association
〒604-0973
京都市中京区柳馬場通夷川上る５丁目 232 番地の１
お問い合わせ ☎075-241-2666
http://www.siho-syosi.jp/

2013.02 Vol.1

あなたの近くに司法書士がいます。

まずは司法書士にご相談ください。

発刊にあたって

京都司法書士会
会長 森中 勇雄

余寒の候、皆様にはますますご健勝のことと存じます。

日頃は当会の活動にご理解とご協力を賜りまして心より感謝いたします。

さて、私たち司法書士は、「国民の権利の擁護と公正な社会の実現」を職業上の使命としており、その一環として当会では、登記・法律相談をはじめとする各種無料相談会、高校生・大学生等を対象とした法教育出前授業、テレビ番組（KBS 京都テレビ「やのぱんの生活情報部　司法書士さんに聞いてみよ！」）を通しての法律問題の解説等、様々な社会活動を行っています。

こういった活動は、これまで主に当会ホームページ、ポスター、チラシ等でお知らせしておりますが、さらに広く紹介しお役立ちとなる情報を提供して参りたいとこのたびニュースレターを発行することになりました。

今後なお一層、府民の皆様への法的サービスとその利便向上を図ることを心掛け活動して参りますので、ご高覧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 25 年 2 月吉日

こんな時は **司法書士** にご相談ください。　司法書士総合相談センター夜間・日曜相談増設

家・土地 のこと	相　続 のこと	会　社 のこと
借　金 のこと	裁　判 のこと	後見人 のこと

秘密厳守いたします。お電話にて**予約**してください。　予約専用ダイヤル ☎075-255-2566

＊認定司法書士は、簡易裁判所における民事訴訟代理関係業務を行うことができます。

TOPICS①

建物賃貸トラブル110番

土地や建物など不動産を貸している又は借りている方が抱えてしまった賃貸借契約に関する様々な法的トラブルについて、専門知識をもった当会の司法書士がご相談に乗ります。

お悩みを抱えておられる方、まずはご相談ください。

●日　　時　　平成25年2月24日(日)　午前10時～午後４時
●開催場所　　京都司法書士会館
●相談方法　　電話及び面談による相談
●当日専用電話番号　075－241－3960

事前予約不要
相談料無料

事前のお問い合わせ先　担当:京都司法書士会　企画部長　川戸周平
TEL:075－583－2138

詳しくは当会ホームページ　注目トピックス　をご覧ください。

TOPICS②

KBS京都で放送中!

KBS 京都にて毎週月曜日から木曜日の夜７時から７時 55 分まで放送されている生活情報番組で、各種番組のレポーターで人気を博している、あの、やのぱんが司会をつとめる「やのぱんの生活情報部」。京都司法書士会では隔週月曜日に番組の１コーナーで生活に役立つ法律のお話をできるだけ分かりやすく説明しています。

ためになる情報が満載！
ぜひご覧ください。

2013年

1月7日(月)	放送テーマ「相続人がいない！？」
1月21日(月)	放送テーマ「遺言書の書き方、これって有効！？」
2月4日(月)	放送テーマ「相談したい！…でも気になる」
2月18日(月)	放送テーマ「敷金は返ってくる？(仮題)」
3月4日(月)	放送テーマ「クーリングオフの注意点は？(仮題)」
3月18日(月)	放送テーマ「これって解約できるの！？」

詳しくは当会ホームページ　注目トピックス　をご覧ください。

TOPICS③

相続登記はお済みですか?

毎年２月は「相続登記はお済みですか月間」です。

相続登記を何年も放置していると相続人自体にさらに相続が発生してしまい、相続（権利）関係が複雑になり手続きを行うことが非常に難しくなってしまったり、高額な費用が掛かってしまったりということになりかねません。次の世代にこのような負担を残さないためにも、相続されたご自宅、その他不動産をお持ちの方でまだ登記をされていない方はこの機会に是非、当会主催の相談会をご利用ください。

相談会場、日時についてはお問い合わせください(075−255−2566)

TOPICS④

こどもたちの将来のために

京都司法書士会では、平成 12 年より中学・高校・大学などで「法教育講座」を実施しております。司法書士が講師を担当し、時間は約 30 分～ 120 分（実施校の授業時間等により調整は可能です。）で行います。

講座開催希望の方(学校)は、当会までお問い合わせください(075−241−2666)

開催実施校(2012年12月以降分)

日　程		開催実施校	授業テーマ
2012年	12月 7日	京都府立東稜高等学校(2年生)	「労働と人権」
	12月11日	立命館宇治中学校(3年生)	「契約の基礎」
	12月13日	立命館宇治中学校(3年生)	「インターネット・携帯電話と契約」
	12月13日	洛陽総合高等学校(全学年)	「悪質商法、労働トラブル」
	12月14日	京都府立東稜高等学校(キャリア系クラス)	「悪質商法、多重債務、労働トラブル」
2013年	1月18日	京都府立東稜高等学校(2年生)	「紛争解決と法律」
	2月 9日	京都市内の児童養護施設	「契約の基礎と生活に関わる法律」
	2月16日	京都市立伏見工業高等学校(PTA・教職員)	「契約の基礎と未成年」
	2月20日	京都府立網野高等学校(3年生)	「契約の基礎、多重債務、労働」

Vol. 92

News Letter（ニュースレター）

司法書士の最新情報が満載!

あなたのとなりの頼もしい法律家
京都司法書士会
KYOTO Shihousyosi Lawyer's Association
〒604-0973
京都市中京区柳馬場通夷川上る５丁目 232 番地の１
お問い合わせ ☎075-241-2666
http://www.siho-syosi.jp/

2013.06 Vol.2

あなたの近くに司法書士がいます。

まずは司法書士にご相談ください。

会長就任挨拶

京都司法書士会
会長 森中 勇雄

皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび5月18日開催の第125回定時総会において京都司法書士会の会長に就任いたしました司法書士の森中勇雄です。二期目の再登板となりますが、引き続き皆様方には司法書士制度に対するご理解とご支援をいただきますようお願いする次第です。

昨年は制度制定から140年を迎える節目の年を迎えることができました。これもひとえに国民の方々の支持に支えられたものであり、今後も「国民の権利の擁護と公正な社会の実現」をめざし、我々は努力を重ねてゆく所存であります。

そのために我々がなすべきことを真摯に考え実行してゆかなければなりませんが、国民の皆様に期待される「くらしの法律家」として常に国民目線で事業に取り組む所存ですので、今後ともよろしくお願いいたします。

平成25年６月吉日

こんなときは **司法書士** にご相談ください。 司法書士総合相談センター夜間・日曜相談増設

家・土地 のこと	相　続 のこと	会　社 のこと
借　金 のこと	裁　判 のこと	後見人 のこと

秘密厳守いたします。お電話にて**予約**してください。　予約専用ダイヤル ☎075-255-2566

※認定司法書士は、簡易裁判所における民事訴訟代理関係業務を行うことができます。

TOPICS①

京都司法書士会が**法テラス指定相談場所**に!

法テラスとは、国によって設立された法的トラブル解決のための機関で、経済的に余裕がない方々に安心して法律相談を受けていただけるよう、全国各地に事務所が設けられています。このたび、当会が指定相談場所となることにより、土日や夜間でも法テラスのご利用を希望される方々に、ご相談いただく事が出来るようになりました。

日本司法支援センター 法テラス

京都司法書士会　法テラス相談　予約・問合せ電話番号

075－585－4622

毎週木曜日:19時から21時　毎週土曜日:10時から12時　毎週日曜日:14時から16時

なお、ご利用にあたりましては、「収入等が一定額以下である」などの条件を満たすことと、紛争の価額が140万円以下の民事に関する紛争に限られます（離婚などの家事事件や犯罪被害などの刑事事件は取り扱いません。）

詳しくは当会ホームページ 注目トピックス をご覧ください。

TOPICS②

少額裁判をサポートします

～その悩み、あきらめる前に司法書士に相談を～

アパートの敷金を返してもらえない
知り合いに貸した金を返してもらえない
修理代金を払ってもらえない

上のような事件、

裁判の費用がいくらかかるか分からないし、専門家にどう頼んでよいのか分からない、とあきらめていませんか？

京都司法書士会では、これまで泣き寝入りしていたかもしれない少額な事件であっても、司法書士が事件を受任し、裁判を支援する活動を積極的に展開していきます。

司法書士は、訴状や答弁書等の裁判所に提出する書類を作成することができます。また、法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所において取り扱うことができる民事事件（訴訟の目的となる物の価額が140万円を超えない請求事件）について、代理業務を行うことができます。

詳しくは当会ホームページ 注目トピックス をご覧ください。

TOPICS③

身近なトラブル、まず話し合ってみませんか?

～司法書士が話し合いをお手伝いします～

調停センターのご案内

当会では、相手との人間関係を壊さず、話し合いでトラブルを解決したい方々のために、調停センターを開設しています。

相続人同士や友人同士、近隣問題、学校・職場でのトラブルなど、今後も円滑な人間関係が必要とされる場面で大変有効な手続きです。裁判とは違い、公正中立な調停人が、話し合いを進行していきます。だいたい、トラブルといったものは、お互いの認識の違いや、思い込みで起こるケースが多いものです。話し合いを通じ、これらを解きほぐして、相互理解を深め、お互いが納得できる解決策を導き出して行きます。

話し合ってみよう、でも、一人じゃ不安、というときに是非ご相談下さい。

かいけつサポート
認証紛争解決サービス

当センターは、身近なトラブルを当事者の話し合いによって解決することを目的として設立された、法務省の認証を取得した機関です。（認証番号 第 108 号）

京都司法書士会
調停センター
〒604－0973
京都市中京区柳馬場夷川上ル西側
（地下鉄丸太町駅より徒歩10分）
電話番号　075－251－8741
受付時間月～金／10時～16時
（祝祭日を除く）

詳しくは当会ホームページ 注目トピックス をご覧ください。

TOPICS④

京都司法書士会は、**中小企業を支援**します

京都司法書士会と株式会社日本政策金融公庫の府内３支店（京都支店、西陣支店、舞鶴支店）は京都府内の中小企業等の資金調達、登記、企業法務等に関する法的問題の解決を相互に連携して支援していくため、「中小企業等支援に関する覚書」を締結しました。

日本政策金融公庫　京都支店長　有田 信夫
京都司法書士会　会長　森中 勇雄
平成25年3月8日 株式会社日本政策金融公庫 京都支店にて

【業務連携のイメージ】

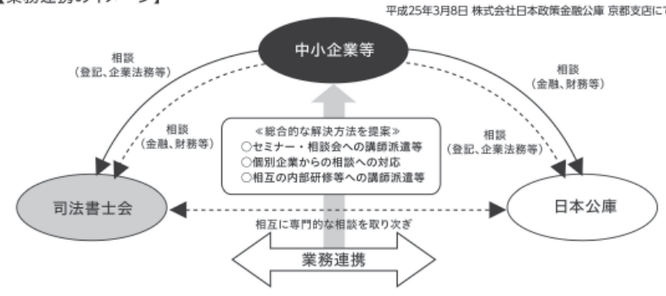

TOPICS⑤

こどもたちの**将来**のために

京都司法書士会では様々な教育機関（大学、専門学校、高校、中学など）に司法書士を講師として派遣させていただき「法教育講座」を実施しています。

講座開催希望の方は、
当会までお問い合わせください
電話番号(075−241−2666)

最近の開催実施校のご紹介

- ●平成25年４月９日開催　京都医療科学大学　テーマ:クレジットカードの仕組みと注意点
- ●平成25年４月22日・23日開催　京都精華大学　テーマ:大学生が遭遇しそうなトラブルについて

イベント案内
司法書士の日記念シンポジウム「**相続・遺言のススメ ＆ 司法書士による無料相談会**」(仮称)
●日時：平成25年8月3日(土) 14時から17時(13時30分開場)
●会場：京都市勤業館みやこめっせ
入場料：無料

News Letter（ニュースレター）

司法書士の最新情報が満載!

あなたのとなりの頼もしい法律家
京都司法書士会
KYOTO Shihousyosi Lawyer's Association
〒604-0973
京都市中京区柳馬場通夷川上る５丁目 232 番地の１
お問い合わせ ☎075-241-2666
http://www.siho-syosi.jp/

2013.09 Vol.3

あなたの近くに司法書士がいます。

まずは司法書士にご相談ください。

TOPICS① 司法書士の日記念シンポジウム 相続・遺言のススメ& 司法書士による無料相談会

TOPICS② 8月3日は司法書士の日 記念シンポジウムを開催

TOPICS③ 自殺ゼロに向けて「京のいのち支え隊」に参加しています。

TOPICS④ 法改正による 成年被後見人の選挙支援について

TOPICS⑤ 京都事業継続・起業支援ネットワーク推進協議会の構成団体となりました

TOPICS⑥ 法テラス相談会を実施しています。

こんなときは **司法書士** にご相談ください。 司法書士総合相談センター夜間・日曜相談増設

家・土地 のこと	相　続 のこと	会　社 のこと
借　金 のこと	裁　判 のこと	後見人 のこと

秘密厳守いたします。お電話にて予約してください。 予約専用ダイヤル ☎075-255-2566

※認定司法書士は、簡易裁判所における民事訴訟代理関係業務を行うことができます。

TOPICS①

司法書士の日記念シンポジウムを開催

相続・遺言のススメ&司法書士による無料相談会を行いました。

8月3日みやこめっせで「司法書士の日記念シンポジウム　相続・遺言のススメ＆司法書士による無料相談会」が行われました。前半は遺言の大切さや相続にまつわる税金、そして遺産分割の手続きや司法書士ができることについての説明があり、後半は各ブースで相続の相談会がありました。参加者は、189名で、相談件数は51件でした。

詳しくは当会ホームページ 注目トピックス をご覧ください。

TOPICS②

「司法書士の日」に「一日司法書士」を実施

当会では昨年に続き「司法書士の日」の記念日事業として、「一日司法書士」を実施いたしました。京都市内の高校生4名に委嘱状を交付し、法務局、裁判所、司法書士事務所などを見学してもらい、司法書士の仕事に触れてもらいました。

参加していただいた高校生からは、「司法書士にちょっとなってみたいと思った」「身近なことを相談できることがわかった」などの感想が寄せられました。

トピック

「司法書士の日」とは?

明治5年8月3日に司法職務定制が定められ司法書士の前身である代書人が誕生しました。日本司法書士連合会は、その日(8月3日)を「司法書士の日」と制定しております。今年で141周年を迎えます。

詳しくは当会ホームページ 注目トピックス をご覧ください。

TOPICS③

自殺ゼロに向けて

京都司法書士会は「京のいのち支え隊」に参加しています。

自殺ゼロに向けて～京都司法書士会は「京のいのち支え隊」に参加しています。

「京のいのち支え隊」は、健康問題、経済苦などで自死・自殺を考えるほどの深刻な悩みを抱えた方に対して、府内の相談・支援機関が連携し、情報共有を進め、より良い相談体制の構築を図る等の活動を通じて、「オール京都」体制での寄り添い支援を図るためのネットワーク組織です。

京都司法書士会は、運営委員として参加し、自殺防止のための啓発活動を進めています。

京のいのち支え隊 http://www.pref.kyoto.jp/yorisoi/sasaetai.html

トピック

知っていますか?

平成24年に京都府内で、自殺で亡くなられた方の数は464名。交通事故での死者（106名）の4倍以上になっています。また、日本の自殺率（人口10万人当たりの自殺者）は、世界第5位の24.4人（平成21年）で、アメリカの約2倍、イタリアの約5倍の多さです。
平成24年のデータでは、20歳～39歳までの死因の第1位が自殺なのです。（40～49歳でも、悪性新生物に次いで第2位の死亡原因です。）

いのち支え隊　自殺予防街頭啓発活動

みんなが笑顔で暮らせるように
私たちができることを始めています。

詳しくは当会ホームページ 注目トピックス をご覧ください。

TOPICS④

成年被後見人の選挙支援について

平成25年6月30日改正公職選挙法が施行され、今まで選挙に行きたくても、その権利が一律に奪われていた、成年被後見人（精神障がい、知的障がい、認知症などにより、財産管理や一定の法律行為を行うことにサポートが必要な人々のこと）の選挙権が回復しました。司法書士は、専門職後見人として、それら成年被後見人の方々の支援をすることが多いため、選挙の支援の仕方について、6月26日に指針を制定し、会員に周知しました。投票を希望する被後見人の意思を最大限尊重し、支援していきます。

成年被後見人
（精神障がい、知的障がい、認知症などにより、財産管理や一定の法律行為を行うことにサポートが必要な人々のこと）

司法書士が、専門職後見人として支援

↓

選挙権の行使

指針について詳しくはホームページをご覧ください。
http://www.siho-syosi.jp/topics/doc/20130626.pdf

TOPICS⑤

起業・事業承継を応援しています。

京都事業継続・起業支援ネットワーク推進協議会の構成団体となりました

全国初の官民支援機関の結集により、起業家や事業承継ステージの企業等の相談を多く呼び込み、支援機関につないでいくという「起業や承継の好循環」を生み出す仕組みを構築してまいります。

詳しくはこちら↓
http://www.pref.kyoto.jp/noryoku/news/press/2013/6/jigyo-keizoku.html

TOPICS⑥

法テラス相談会を実施しています。

平日に法テラスをご利用できない方のために、**毎週土日**と**木曜日夜間**に法テラス相談を実施しています。
詳しくはこちらへお問い合わせ下さい。075-585-4622

Vol. 92

News Letter（ニュースレター）

司法書士の最新情報が満載!

あなたのとなりの頼もしい法律家
京都司法書士会
KYOTO Shihousyosi Lawyer's Association
〒604-0973
京都市中京区柳馬場通夷川上る５丁目 232 番地の１
お問い合わせ ☎075-241-2666
http://www.siho-syosi.jp/

2014.02 Vol.4

あなたの近くに司法書士がいます。

まずは司法書士にご相談ください。

TOPICS① 便利な場所、便利なときに あなたの街でも無料相談会

TOPICS② 労働のトラブルは 司法書士に相談を!!

TOPICS③ ミュージカルで分かりやすく 成年後見制度をご存知ですか?

TOPICS④ 東日本大震災の支援活動 を行っています。

TOPICS⑤ 話し合いでトラブルを解決 対話調停をご存知ですか?

TOPICS⑥ 法テラス相談会を実施 しています。

こんなときは **司法書士** にご相談ください。 司法書士総合相談センター夜間・日曜相談増設

家・土地 のこと	相　続 のこと	会　社 のこと
借　金 のこと	裁　判 のこと	後見人 のこと

秘密厳守いたします。お電話にて予約してください。 予約専用ダイヤル ☎075-255-2566

＊認定司法書士は、簡易裁判所における民事訴訟代理関係業務を行うことができます。

TOPICS①

あなたの街でも**無料相談会**

皆さまの便利な場所、便利なときに無料相談会

京都司法書士会では、京都府・京都市内各区役所で無料の登記・法律相談会を開催しています。この度、西京区、右京区に続き、新たに東山区、伏見区、中京区、下京区で相談会を開催することになりました。

また、商店街、ショッピングセンター等の商業施設で場所をお借りして、無料の相談会を開催しています。

今後の日程等はホームページをご参照ください。

これからも、皆さまの便利な場所、便利なときに相談会が開催できるよう頑張ってまいります。

http://www.siho-syosi.jp/soudan/soudan.htm

詳しくは当会ホームページ 注目トピックス をご覧ください。

TOPICS②

労働のトラブルは司法書士に相談を!!

労働に関する様々なお悩みをお持ちの方はお気軽に

京都司法書士会では、労働問題の解決にむけて法律相談を実施しています。

給料を払ってもらえない、サービス残業をさせられている、突然解雇された、その他示談交渉、裁判、労働審判の手続きをサポートしてほしいなど労働に関する様々なお悩みをお持ちの方はお気軽にお問合せ下さい。相談無料、秘密厳守いたします。

予約専用ダイヤル
075−255−2566

京都司法書士会
受付時間
平日9時〜17時、土曜日9時〜12時

詳しくは当会ホームページ 注目トピックス をご覧ください。

TOPICS③

成年後見制度(※1)をご存知ですか?

成年後見制度を題材としたミュージカルを開催

リーガルサポート京都支部（※２）では、平成22年より、成年後見制度を市民の皆様に、わかりやすく、かつ、楽しく知ってもらうために成年後見制度を題材としたミュージカルを行っております。平成25年は、９月14日（主催：亀岡市）と10月31日（主催：西京区）の二回、公演を行いました。司法書士が、認知症の高齢者の成年後見人となって活躍する涙あり、笑いありの物語です。このミュージカルには、劇団「ケセラ・セラ」さんと共に司法書士も役者として出演しました。

※1　成年後見制度とは?

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でないため、自分自身の権利を守ることが困難な方について、その支援者（後見人等）を選任し法律的に支援する制度です。

※2　公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

成年後見制度の普及と成年後見人の養成・供給のために平成11年12月に設立された団体で、正会員は全て司法書士です。

成年後見相談のご予約は
075−255−2578

京都司法書士会
受付時間
平日9時〜17時、土曜日9時〜12時

※司法書士は、訴状や答弁書等の裁判所に提出する書類を作成することができます。また法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所において取り扱うことができる民事事件（訴訟の目的となる物の価格が140万円を超えない請求事件）について、代理業務を行うことができます。

詳しくは当会ホームページ 注目トピックス をご覧ください。

TOPICS④

東日本大震災の支援活動を行っています。

被災者の方々に寄り添う相談ができるよう心がけて

京都司法書士会では、東日本大震災で被災された東北の地域に相談員を派遣して支援活動を行っています。震災から、はや３年。相談の内容も時間が経つことによって変わってきています。現地では、仮設住宅を訪問するボランティアの数が減るなど、徐々に閉塞感、置き去り感がつのっているともお聞きします。原発事故の補償請求のために必要となる相続登記など、司法書士がお手伝いできることはたくさんあります。また、京都市内に避難してこられている方々のミーティングに参加させていただき、被災者の方々に寄り添う相談ができるよう心がけてまいります。

TOPICS⑤

対話調停をご存知ですか?

話し合いでトラブルを解決したい方々のために

相手との人間関係を壊さず、話し合いでトラブルを解決したい方々のために、調停センターを開設しています。

相続人同士や、ご近所、学校・職場など、トラブルが解消した以後もお互いの関係が長く続く場合に適しています。話し合いたいな、でも一人じゃ不安、という時にぜひご利用ください。（利用相談は無料です。）

お問い合わせはこちら
京都司法書士会調停センター　075−251−8741

TOPICS⑥

法テラス相談会を実施しています。

平日に法テラスをご利用できない方のために、**毎週土日**と**木曜日夜間**に法テラス相談を実施しています。
詳しくはこちらへお問い合わせ下さい。075-585-4622

ショシランガイド

司法書士おすすめグルメ ショシラン
～役所編～

仕事がら役所関係や公的機関に出かけることが多いと思います。
そこで見つけた美味しいお店をご紹介します。
広報部員の立ち回り先が多いことはご容赦を。

No.1 伏見区総合庁舎 「カフェ こぱん」

所在地：伏見区総合庁舎（京都市伏見区鷹匠町39番地の2）
TEL：075－605－2522

1階、エレベーター横の広いホールの一角にあるカフェこぱん。

ここは、障がい者の「働きたい」を応援する、京都いたはし学園の運営で行われており、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所として、障がい者の方々のための『働く』を実現するための実践の場となっています。

入り口付近にはたくさんのパンや、ラスク、クッキーが並んでお客様を迎えています。また、ショーケースには美味しそうなケーキが…ランチもおすすめプチパンと、もう一つのパンを選んで、コーヒー、スープ、つきで500円でした。女性ならランチで十分ですし、男性ならおやつタイムにもいいかも。私はクリスマス用に可愛く包装されたクッキーを購入し（写真取り忘れました…）美味しくいただきました。

No.2 『京都市南区役所～「ふれあい食堂」』

所在地：京都市南区西九条南田町1－3

南区役所を車で訪れたことがある方は、この看板を目にしたことがあるのではないでしょうか？どんな所だろうと、以前から気になっていて、いつかは行きたいなと思っていました。

処々の事情により、私の昼ごはんが愛猫たちに奪われたので、少し遅めのランチにしました。

昼の混雑が終わった1時半ごろに入ったのですが、結構お客さんがいました。メニューは豊富で、麺類に丼もの、カレーライスにオムライスのほか、日替わり弁当がありました。

定番メニュー以外にも、鯖の味噌煮、フライもの、ナスの揚げ浸し、切り干し大根などなど、おかずが色々ありました。お客さんの一人が、持って帰るから、と言ってパック詰めにしてもらっていました。麺類を含め、お持ち帰りが可能だそうです。お店の人は、「早く来てくれたらいっぱいあったんだけどね。もっと見てもらえたのに～」と残念そう。ふれあい食堂の名前のとおり、お店の人は気さくな明るい人ばかりでした。

で、私が頼んだのは日替わり弁当。メインの肉団子の甘酢あんかけに、こんにゃくと竹輪の煮物、小松菜の煮浸し、高野のたいたん。手作りのおばんざいで、とても美味しく、食べていてほっこりしました。お漬物はとり放題。しかも味噌汁付きで500円！！安い！今日はかす汁があるよ～とのことで、迷わず選択。寒い日だったので、あったまりました。小腹がすいたらぜひお立ち寄りください。なんせ、かけうどんは250円ですから。

営業時間：平日11時半ごろ～ 2時すぎぐらいかな（お店の人談）

ご馳走様でした～完食

ハンコは外せませんね！

漫画もあります（見えないか～）

No.3 『木津川市役所前のお洒落なイタリアン ～ ristorante nakamotoリストランテ　ナカモト～』

所在地：木津川市木津南垣外122－1
TEL：0774-26-5504

木津川市役所の中には食堂は設置されていませんが、すぐ目の前にとても落ち着いたイタリアンのお店があります。この建物、木津川市役所に来られた方は、一度は目にされたことがあるのではないでしょうか。2011年11月にオープンしたお店です。

他団体の会合として使用させていただくことを予め電話でお話ししておくと、ちゃんと個室を用意していただいてくれ、とても良心的でした。ランチの時間帯は11時30分から13時30分までで、私が入店した12時半頃には、他の席は見事に全席埋まっていました。口コミで聞いていた以上の人気です。

中でも、平日のお昼のみ「おまかせランチコース」（2,940円）があり、パスタは二種類出していただけます。パスタ好きな方にはとても嬉しいサービスです。

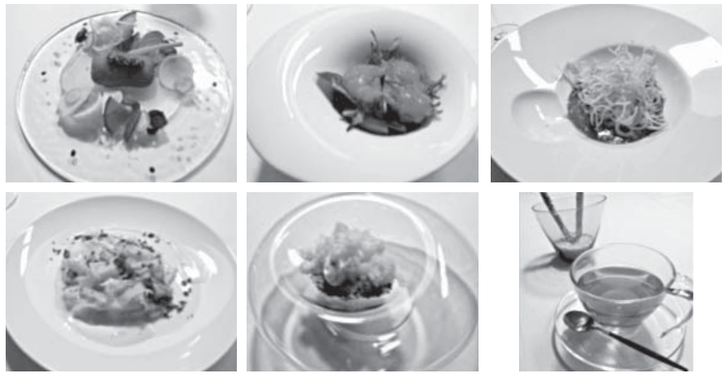
「おまかせランチコース」の内容

こちらのお店は、サラダひとつにしても、地元木津川市鹿背山（かせやま）で採れたものを利用されるなど、地産地消を非常に意識されています。特に、ピーチ（写真右上）は、今まで食べたことのない食感のパスタで、加えてソースが野菜の旨味を上手に引き出してくれています。私は、もともとイタリアン特有のガーリックが非常に苦手なのですが、今回の品はどれもガーリックの味をほとんど感じさせない味付けでした。見た目は勿論のこと、一品一品にこだわりがあって、全く飽きのこないメニューばかりでした。

厨房も個室から見えるオープンな環境にあり、シェフとの距離がとても身近に感じられるイタリアンです。

料理を出していただく際に、スタッフの方が随時説明いただいてくれたのですが、なかなか料理名や素材を全部覚えきれなかったので、シェフにお願いしてもらって、今回のコース内容を直筆で書いていただきました。こんな無理なお願いにも、こうやって親切丁寧に応えていただける温かなおもてなしも嬉しいですよね。木津川市に来られたときには、是非、大切な時間を少し贅沢にこちらで過ごされてみてはいかがでしょうか。ランチだけでなく、ディナーにも最適な場所だと思います。

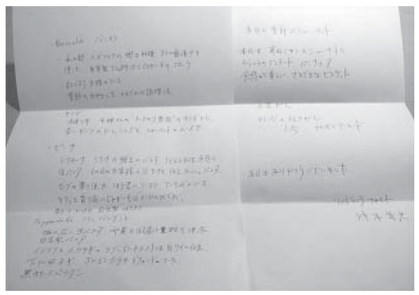

最後に、リストランテ　ナカモトの皆様、ご協力戴きありがとうございました。

No.4 『喫茶ぴあ　ひと・まち』

所在地：京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83－1
TEL：075-354-8707

長寿すこやかセンターや景観まちづくりセンターなど、当会と関わりのある団体が入っているひと・まち交流館京都。その１階にある「喫茶ぴあ　ひと・まち」をご紹介します。

ガラス張りの空間と木目調の床。明るい雰囲気の中迎えてくれるのは、おいしそうなクッキーと、かわいらしい小物たち。作った人の温かさ感じられる手作りばかりでした。

ここは障がいのある人たちの自立、そしてさらなる社会参加が図れるよう、京都府・京都市・府内の授産施設や共同作業所等がひとつになって設立したＮＰＯ法人京都ほっとはあとセンターが運営する施設の一つです。京都ほっとはあとセンター会員である、きょうどう、協働ホーム、京都ふれあい工房の３つの就労継続支援Ｂ型事業所がローテーションで調理を担当しています。私がおじゃました時は京都ふれあい工房さんが担当していました。

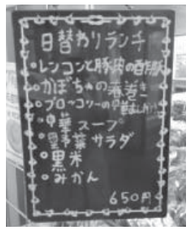

（限定ランチメニュー）

（写真～カラーでないのが残念）

１日限定10食限定のランチは、レトルトなどの既製品を使わず手作りで作っているとのこと。デザートのみかんにも手間をかけて、可愛く細工が施されていました。この日の食材は、黒米にレンコン、かぼちゃなど繊維質の多い材料を使って、取材に行ったメタボな私の健康に気遣ってくれているようでした。かぼちゃの春巻き、パリふわで最高！（甘党）

喫茶ぴあ ひと・まちは、就労移行支援事業所、就労継続支援Ｂ型事業所の職員と障がいをお持ちの方々が働いています。

（作業のようす）

（お弁当もあります）

下の写真は白黒でわかりにくいのですが、お店のパンフレットです。

一見長封筒のように見えますが、三角形に折られていて可愛らしかったです。これも障がい者の方が一つずつ手作業で作られています。広げると、きれいな写真でメニューやデザートの紹介が載っていますよ。

ぜひ、みなさんも一度ほっこりしに行かれてはいかがでしょうか？

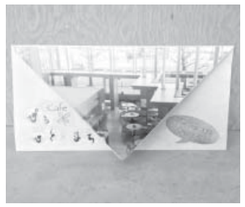

営業時間　10：00 ～ 17：00
定休日　　第３火曜、年末年始

No.5 『精華町役場の食堂「たつみ」』

所在地：京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地
TEL：0774-94-5727

精華町役場にはオアシスが2つ存在します。一つは図書館。役場の中にあり、用事を済ませて帰る途中に図書館に吸い込まれてしまった経験のある人は結構多いのではないでしょうか？　かくいう私もよく吸い込まれて立ち読みを楽しんでいます♪

もう一つのオアシスは、これまた役場の中にある「たつみ」という食堂。お昼2時頃までの営業なので、それ以降は閉まっているのですが、中々侮れない存在です。私がその食堂に入ろうとしたときはお昼頃。ちょうど役場の職員の方々のランチタイムと重なり店内は非常に混雑しておりました。なので、少し時間をずらして店内に潜入。食券売り場で「ハンバーグ定食・コーヒー付き」の券を買い、空いている席へ。店内は非常に綺麗で平成チックなのに店内に流れている音楽は昭和の歌謡曲。しかしこのメロディーが店内の良い雰囲気を醸しだし、非常に居心地よく感じさせてくれました。さてさて肝心の味ですが、これまた非常に美味。量も申し分ないです。他に店内に居たお客さんも最近食べられなくなったのに、ついいっぱい食っちまったとマスターに言っておりました。

マスターも非常に陽気な方で、色々ときさくに話しかけてきはります。顔なじみの客も多いようで、常連さんと世間話でよく盛り上がってました。忙しいスケジュールの合間の暫しの一時、精華町役場の食堂で羽を休めるのも中々かと思います。どうぞお試しあれ～。

No.6 『アローズ』

所在地：京都市右京区太秦下刑部町12
TEL：075-862-5667

右京区総合庁舎や右京区中央図書館などが入居するサンサ右京。その三条通沿いの嵐電天神川駅の目の前にある「アローズ」をご紹介します。

カフェ調の落ち着いた雰囲気の内装で、カウンター席もあり一人でも入りやすいお店です。主力メニューがカレーということもあって、シーフードカレーやカツカレーなどの定番メニューはもちろんのこと、トマトカレーやほうれん草カレーなど種類が豊富で、ご飯も五穀米を選べたりと選択肢が盛りだくさんです。

取材にあたり、どのカレーをオーダーするか非常に迷ったのですが、ここはど真ん中直球勝負が良いだろうと思い定番中の定番のカツカレーを頼みました。カレーは適度にスパイスが効いた程良い辛さで、カツもサクッと揚がっておりお肉もやわらかくておいしく頂くことができました。

カレー以外にも、700円の日替わりランチ（隣の方が食べておられたのですが、ボリュームがありおいしそうでした）やサンドイッチなどの軽食メニュー、ケーキ類も豊富なので、ランチのみならず休憩や打ち合わせなど様々なシチュエーションで利用できるおすすめのお店です。

新入会員紹介

アンケート　①司法書士になったきっかけ　②自身の描く司法書士未来像　③座右の銘　④一言コメント

1077 松　澤　康　平

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区室町通錦小路上る山伏山町558番地　三洋室町ビル302号

①会社員にはなりたくない、というのが第一にあって、あとは消極的な選択の連続で司法書士に行き着きました。地味だけど奥深い職業だな、というのが今の印象です。
②業界全体については、もっと親しみやすい法律家に。自分については、司法書士兼農民。
③なし
④関東出身なので付き合いづらいかもしれませんが何卒宜しくお願いします。

1078 塩　見　　明

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区烏丸通四条上る笋町688番地　第15長谷ビル８階
（司法書士法人京和合同事務所）

①兄が開業しており憧れていた。また当時働いていた会社が倒産し、人に使われるのではなく、自分で開業できる資格を取ろうと考えた。
②身近な法律家として活躍していきたいです。
③日々これ精進
④未熟者ですが、よろしくお願いします。

1079 万　木　恵　美

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町263番地　京榮烏丸ビル２階
（司法書士法人鵜川事務所）

1080 奥　村　歩　美

事務所所在地　洛北支部
京都市北区鞍馬口通烏丸東入上御霊上江町246番地（貞宗司法書士事務所）

1081 下　村　直　紀

事務所所在地　園部（園部）支部
京都府南丹市園部町横田３号10番地１

①もともと土地建物に関係する仕事についていたので、その延長として目指しました。
②地元から信頼される法律相談窓口
③流れに逆らわない
④平成19年から静岡で司法書士として開業していました。京都のことはまだあまりわかりませんが、皆様宜しくお願いいたします。

1082 下　村　幸　代

事務所所在地　園部（園部）支部
京都府南丹市園部町横田３号10番地１

①町の法律家になって困った人を助けたかったからです。
②やっぱりなんでも気軽に相談できる町の法律家です。
③受けたご恩は返す
④静岡で開業していましたが地元の京都に戻ってきました。宜しくお願いします。

1083 白　河　里　沙

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町529番地　ヒロセビル７階

1084 小　林　謙　一

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池ビル東館６階

1085 田　中　まり子

事務所所在地　洛西支部
京都市右京区花園鷹司町１番地
ＵＲ花園団地 16 棟 403 号
①法学部なので、なにか法律の資格を取得しようと思いました。司法書士の勉強をするまで、民法すらよくわかっていない法学部生だったので。
④平成25年11月に男児を出産し、この原稿を書いている今は仕事を休業中です。楽しく育児中なのですが、仕事がわからなくなる前に復帰しないといけないですね。復帰後はしばらく真面目に研修に行こうと考えています。

1086 片　岡　哲　也

事務所所在地　城南（宇治）支部
京都府京田辺市河原食田10番地19大東田辺ビル305
①法律を使う職業に就きたかったから。
②不動産取引に関する公証人的立場
③鶏口となるも牛後となるなかれ
④新入会員の片岡です。若輩者ですがどうぞよろしくお願いします。

1087 中　島　有佳里

事務所所在地　城南（宇治）支部
京都府城陽市寺田樋尻36番地

1088 阿　波　　泉

事務所所在地　中丹（舞鶴）支部
京都府舞鶴市字喜多 841 番地
①司法書士は、専門性があって年齢に関係なく活躍できる職業だと思い、ぜひ目指したいと思いました。
②依頼者の方のために最善の選択ができる司法書士です。
③「一心之豊」何事も心を尽くせば、周囲の人々を豊かにし幸せにすることができる。
④まだ経験も浅く、至らない点が多いかと存じますが、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

1089 大　原　智　香

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区東洞院通御池下ル笹屋町444番地　初音館402号（水谷合同司法書士事務所）
①生涯を通じてスキルを磨いていける専門職に就きたかったため。
②誠実に人と向き合い、質の高い仕事を提供できる司法書士
③禅定
④職責の重さに日々悪戦苦闘していますが、プロとして恥じない仕事ができるようになりたいと考え、自己研鑽に励んでいます。ご指導ご鞭撻の程お願い申し上げます。

1090 由　良　哲　志

事務所所在地　中丹（福知山）支部
京都府福知山市内記一丁目10番地の99
①司法書士をしている親戚から、「仕事をしてお客から直に感謝の言葉をかけてもらえる。こんなに良い仕事はない、一生やれる仕事だ。」と聞かされ、勤務していたハウスメーカーを退職し、一念発起、司法書士を目指しました。
②お客様が求めている本音を話してもらえるような、安心して頼れる「身近な法律家」。
③何かを始めるということに遅すぎることはない。
④初めまして、新入会員の由良哲志と申します。生まれ育ちは宇治市ですが、現在、縁あって福知山市で業務をしております。経験、知識ともにまだまだですが、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

1091 桝　谷　勇　二

事務所所在地　洛北支部
京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町647番地１

1092 山　尾　佳　之

事務所所在地　洛南（本局）支部
京都市下京区四条堀川町286番地EXELLENT BLD ７ F
①大学（法学部）在学中に司法書士になることを目標にしました。自分の知識や知恵が商品になる仕事であり、直接エンドユーザーと接する仕事であり、自分のがんばり次第で、やりがいを感じることができる職業だと思いました。
②「身近な町の法律家」これに徹し切ることが肝要だと思います。司法書士という資格にとらわれず、多様なニーズの受け皿となり、案件をコーディネートすることも市井から期待されている大切な仕事だと思います。
③一期一会
④平成18年合格ですが、この度京都会に登録変更いたしました。まだまだ未熟ですが、日々勉強して努めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

1093 小　山　尚　輝

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区烏丸通六角下る七観音町623番地（司法書士法人F&Partners）
①高校から大学に進学するにあたって漠然ではありますが将来は法律家になりたいと思っておりました。あっという間に大学生活も半分を過ぎ、就職活動が始まりました。周りと同様に就職説明会に行くも特に響くものがなく本当にやりたいことは何なのか悩みました。私は自分の存在価値を実感できる職業に就きたいという強い思いとやはりどこかで法律家になりたいという思いがあったので一念発起し勉強をするという判断をしました。法律家といえ様々ある中で司法書士を選んだ理由は、市民に最も身近な法律手続をおこなっているのが司法書士だと思ったからです。実際に資格を取り仕事を始めてみると法人からの依頼よりも個人からの依頼が多く、身近な法律問題の解決にむけて充実した毎日を過ごせています。
②最近では私自身の見方も少しずつ変化してきました。大学時代、企業法務を専攻していたことから会社法関連も興味を持っていましたので、企業内司法書士という分野にも取り組んでいけたらと考えています。
③一期一会
④司法書士としての社会的責任を全うし、クライアントに寄り添う気持ちを忘れず職務に従事したいと思います。

1094 堀　井　育　嵩

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区烏丸通六角下る七観音町623番地（司法書士法人F&Partners）

①私が司法書士という資格に興味を持ったのは大学３回生の頃でした。友人が不動産関係の資格取得を目指して勉強しており、たまたま見せてもらった予備校のパンフレットで初めて司法書士という資格を知りました。どのような仕事をするのかは全く知りませんでしたが、「名前がかっこいい」というのが第一印象でした。大学は法学部に在籍していたものの、それまでろくに法律の勉強もせずに自堕落な生活を送っていたので、「せっかく法学部に入ったのだから何かやってみよう」と予備校で勉強を始めました。しかし、大学卒業単位の取得に四苦八苦し、とても試験勉強どころではなく、最初の試験はまさに「記念受験」となりました。大学卒業後は工場現場で働いておりましたが、資格取得をどうにも諦めきれずに一念発起し、仕事を辞めました。貯金を予備校代に充てて勉強に励み、平成24年度の試験になんとか合格することができました。

②司法書士＝登記というのが世間一般で認知されている司法書士像かと思います。しかし、住宅の新築件数の減少や資格者数の増加による価格競争等で、もはや登記だけでは食っていけないと、多くの先生方が新人研修でおっしゃっておられました。登記を軸としながらも、比較的新しい制度である簡裁代理業務や成年後見等、幅広く対応できる力が求められていると感じます。

③特に意識しているものはありませんが、苦しいときは「なんとかなる」と自分に言い聞かせています。自己評価ではかなりの楽観主義者です。

④人見知りするタイプなので、研修等で見かけられた方は気軽に話しかけて下さい。どうぞ宜しくお願いします。また、日を追うごとに寒さも厳しくなってまいりましたので、会員の先輩諸兄におかれましては、体調に気を配って頂き、より一層業務に励んで頂ければと存じます。

1095 武　下　一　樹

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区堺町通御池下る丸木材木町671番地（多田司法書士事務所）

皆様、はじめまして。本年５月に登録いたしました、武下一樹（たけした　かずき）と申します。「竹下」ではなく、珍しいほうの「武下」です。

現在36歳で、カフェ好き、フィンランド好きです。京都司法書士会館のすぐ近くに「ビブリオティック・ハロー」というカフェがありますが、あそこは特におすすめです。学生のころは趣味でバスケットボールをしていました。性格はかなり穏やかなほうだと思います。そして、何事にも感動しやすく、精神年齢が低いためか、友人からよく「少年のようだ」と言われます。見た目の特徴は、やや広いおでこと、ドイツ製のネジなし軽量メガネを装着していることでしょうか。

なりたい職業が、漫画家→臨床心理士→気象予報士と変遷してきましたが、後述のとおり司法書士試験を目指すことになりました。４度目の挑戦にしてようやく平成24年度の試験に合格し、今年の５月から勤務司法書士として京都市内で働いております。

試験に合格する前は、大阪の法律事務所で５年ほど事務局（司法書士事務所でいうところの「補助者」のこと）として働いていました。民事を中心に様々な事件を担当し、法律職の面白さや難しさ、それから弁護士の実態（笑）を知る良い機会となりました。しかしその一方で、従たる地位である事務局の限界点として、たとえば自分の名前で仕事ができないとか、自分のやりたい仕事を取ってくることができない、といったことにぶつかるようになり、次第に自分の名前で責任ある仕事がしたいと考えるようになり、司法書士を志すようになりました。

今後のことはまだまだ暗中模索の状態ですが、積極的に先輩方に交じって刺激を受け、いろいろな経験を積み重ねながら、焦らずに自分の道を切り拓いてゆきたいと考えています。

皆様、これからどうぞよろしくお願いいたします。

1096 中　島　忠　之

事務所所在地　洛北支部
京都市上京区河原町通荒神口下る上生洲町226番地10（司法書士桑室矩忍事務所）

①独立が可能な資格である事・難関試験である事・一度チャレンジしてしまった手前、引くに引けなかった事。

②桑室矩忍先生みたいになれればなぁ～と思っています。

③いつどこで聞いたのか読んだのかは忘れましたが、「好きなことして将来飯食おうなんて図々しい特権、与えられた宿題こなした程度で手に入るわけないじゃん」って言葉をなぜか頻繁に思い出します。試験に落ちた直後はよく自分に言い聞かせてました。未だに何の言葉かは知りませんが。

④今後ともよろしくお願いいたします。

1097 佐　藤　幸　子

事務所所在地　洛南（本局）支部
京都市下京区中堂寺前田町23番地

暑いときも寒いときも自転車で走り回っています♭♭♭

でも、取引には着物で気合を入れて！！！

皆さんよろしくお願いします。

1098 浦　垣　紀　夫

事務所所在地　洛南（伏見）支部
京都市伏見区深草西浦町４丁目36番地（司法書士法人井上事務所）

①「予防法務」が業務に含まれるとの趣旨の、司法書士資格の案内文を読んだことです。個々人・法人が独立した事務所を構えることができることも、魅力でした。

②勉学を怠らないよう、心掛けます。

③基本を、重視すること。

④ご指導のほど、どうか宜しくお願い申し上げます。

1099 田　中　智　士

事務所所在地　城南（宇治）支部
京都府宇治市広野町一里山65－３
京都建物クレスビル401号（元木司法書士事務所内）

①前職時に、何か手に職を付けたいと思い、資格取得に興味を持ち、法律にも興味があったため、司法書士を目指すこととなりました。

②相談を受けた際、どのような事について悩まれているのかを適格に判断し、最適な解決方法を提案できるよう、最善を尽くせる司法書士になりたいです。

③川の流れのように

④まだまだ勉強していくことは多いですが、自身が描く司法書士像に一歩ずつでも着実に近づけるようがんばりたいと思ってます。どこかでお会いした際は、よろしくお願いします。

1100 三　浦　正　信

事務所所在地　洛南（本局）支部
京都市下京区北不動堂町522－１
アンビエント京都駅前501中村方

①平成24年10月末東大阪簡易裁判所判事を定年退官しました。退官前に認定司法書士で次のステージをと考え特認司法書士を希望したところ、本年３月22日法務大臣の認定をいただき、５月22日京都司法書士会への登録ができました。認定司法書士としていくらかでも貢献できることがあればというのが志望動機です。

②認定司法書士を目指していましたが、新人研修等が終わっていなかったため司法書士会の研修会に参加し、司法書士業務の多さに気づいたところです。12月から新人研修等が始まるので、来年から少しは仕事ができるかなと考えています。認定司法書士以外のどの業務が自分に向いているのかを確認し、中心となる仕事を見つけ

ようと考えています。
③座右の銘はありませんが、「自分が希望することは、そのために努力すれば必ずかなえられるものだ。」というのが座右の銘になると考えています。
④司法書士業務の難しさを痛感しています。一人での努力だけでは困難なことが多いので、助言して頂ける方を探す必要があると思っています。よろしくお願いします。

1101 内　田　光　人

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区河原町通二条下る一之船入町374番地（アソルティ河原町二条ビル８階）

初めまして、平成23年度合格の内田光人と申します。

司法書士法人絆で偉大な先生方に御指導いただきながら、日々業務に励んでおります。

趣味は読書（毎日、小説を読みます）、ＤＶＤ鑑賞（週１回、主に邦画を観ます）、散歩（月２回、桂川沿いを歩きます）、サイクリング（月１回、桂川沿いを漕ぎます）、ビリヤード（年に２，３回、友人や先輩と玉を撞きます）、麻雀（年１回、同級生と卓を囲みます）です。
①法学部に入学したのに、全く勉強しなかった。これではいかんと、法律系の資格を取ろうとしたことがきっかけです。
②この人になら何でも相談したいと思わせる司法書士
③気をつけなければ気がつかない
④皆様、よろしくお願いします。

1102 村　田　光　史

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区烏丸通三条上る場之町592番地　メディナ烏丸御池３Ｆ
①そこまで強いきっかけというものがなかったので、忘れてしまいました。
②これまでお会いさせて頂いた尊敬できる諸先輩方のような司法書士になりたいです。
③ほどほどに。
④全くの別業界から来たということもあるためか、全てが新しく、そして全てを楽しく感じられる日々を過ごさせていただいております。これまでにお会いさせて頂いた方、これからお会いさせて頂く方、どうぞ宜しくお願い致します。

1103 有　吉　卓　也

事務所所在地　洛西支部
京都府向日市上植野町南開54番地の１（京都コンサルタント司法事務所）

1104 加　藤　俊　夫

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町474番地　日宝御池ビル３Ｆ－３（司法書士法人リーガルパートナー）

1105 加　川　深　加

事務所所在地　城南（木津）支部
京都府木津川市相楽台２丁目１番地14

自分の人生をどげんかせんといかんと思う一方、なるようになるさと周囲の意見やアドバイスもそんなの関係ねぇと突っぱねながらダラダラ過ごした大学生活。

どんだけぇ～と叫びながら突っ走り、司法書士試験に合格したのが平成19年。

人生、倍返しだと意気込んでみたものの、じぇじぇじぇと驚きと落胆の日々。

いつやるの？今でしょ！と気合いを入れ直し、お・も・て・な・し精神で仕事に取り組んでいこうと思い京都に登録をした平成25年。

流行りのものにはいつも乗り遅れているので言葉だけは流行りのものを使ってみました。そんな、加川深加です。よろしくお願いします。

1106 谷　口　博　司

事務所所在地　丹後支部
京都府宮津市字中津698番地２

このたび、京都司法書士会に入会させていただきました谷口博司と申します。

本年３月に法務局を退職し、７月自宅にて開業させていただくことになりました

長年培った登記の経験を生かし、司法書士として信用、信頼を揺るがすことのないよう、業務に携わっていきたいと思っておりますので皆様のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いします。

1107 仲　本　秀　臣

事務所所在地　洛北支部
京都市左京区一乗寺西閉川原町２番地の５
①書店にてアルバイトしていた際に、見つけた資格試験勉強の本を見て。
②とにかく独立。
③現状維持、できる範囲で精一杯
④とにかく未熟者です。諸先輩方のご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

1108 山　村　雅　広

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町529番地　ヒロセビル７階（司法書士法人御池事務所）

1109 山　本　　志

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町529番地　ヒロセビル７階（司法書士法人御池事務所）

1110 相　原　秀　行

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区西ノ京東中合町56番地　パレット御池201号（西大路司法書士法人）
①手に職をつけようと思ったことがきっかけです。それが良かったのか今でもよくわかりません。
②理想をもたずして過ごすことが理想です。荘子をリスペクトしています。
③無為自然　多分人生は胡蝶之夢のようなものだと思います。
④右も左もわからない新参者ですので、暖かい目で見ていただけると幸いです。どうぞ宜しくお願いします。

1111 岡　村　泰　洋

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区西ノ京東中合町56番地　パレット御池201号（西大路司法書士法人）

1112 柴　垣　誠　仁

事務所所在地　洛南（本局）支部
京都市南区上鳥羽岩ノ本町60番地

1113 川　村　真知子

事務所所在地　洛央支部
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町29番地２　町塚ビル６階（やましな司法書士事務所）

1114 天　野　麻　衣

事務所所在地　洛央支部
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町263番地　京榮烏丸ビル２階

1115 白　石　千　幸

事務所所在地　洛西支部
京都市西京区川島有栖川町147番地
　ラングエルベ鳥居102

　平成25年10月より京都司法書士会に入会致しました白石千幸です。

　これまでは兵庫会に所属し、登記業務を主に行っておりました。

　今後はその他の業務にも積極的に取り組んでいけるよう日々精進していきたいと思っております。

　今後とも、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。

1116 篭　原　徹　也

事務所所在地　城南（宇治）支部
京都府京田辺市東西神屋18番地の３

①大学のゼミで司法制度改革について勉強する機会がありました。その中で司法書士という職業を知り、興味を持ちました。多様なバックグラウンドを持った方々が司法書士として活躍されていること、私もそのような方々と一緒に仕事がしてみたいと思ったことがきっかけです。
②優しくて、強くて、能力のある司法書士。
③練習は本気、本番は遊び。
④はじめまして。篭原徹也（カゴハラテツヤ）と申します。大学時代を過ごした京都で働けることを幸せに思います。やっぱり京都が好きです。司法書士の資格がないとできない仕事だけでなく、資格がなくてもできる仕事にも目を向けて頑張っていきたいと思います。宜しくお願い致します。

編　集　後　記

　執筆いただいた先生方、お忙しい中本当にありがとうございました。また、鬼の原稿督促をしていただいた広報部員の皆さま、ありがとうございました。変わる、という特集でしたが私は商法最後の受験でした。登録して勤務してから、会社法での取扱いが分からず、四苦八苦。慣れたと思って独立したら、勤務時代のような仕事は皆無。代わりに会務が（笑…えない）。私の環境はずいぶんと変わりました。これからの変革の波に乗り遅れないようにしたいです。

浅　井　　健

　お忙しい中原稿の執筆を快くお引き受けくださった皆様、ショシランガイドに原稿をご応募くださいました皆様に心より感謝申し上げます。会報のみならず広報部の活動は多くの会員の皆様のご協力の上に成り立っているということを忘れずに、これからも頑張っていきたいと思います。

岩　城　寿　英

　初めて広報部に入り、会報の編集に携わりました。全くの最初から色々考えなければならず、こりゃ大変だと思ったのが正直な感想です。ショシランのコーナーで、店を突撃訪問して取材するのには思いっきり緊張しました。

松　本　　尚

　最近、ヨガとバレエを組み合わせた「バレトン」なるものにハマっています。週１回で、仕事などの都合でなかなか行けないことも多いのですが、行くといい汗をかき、肩こりも解消されます。体育の授業って、すごく大切だったんだなぁと痛感するこの頃です。いい気候になったら、山登りも再開したいです。楽しみです。お忙しい中、会報にご執筆下さいました皆様、本当にありがとうございました。

桝　中　祥　子

　内輪向けの会報など何の意味があるんだろうという素朴な疑問をアタマに置きながら、広報部員の端くれとして、（だいぶさぼってしまった結果）少しばかり編集作業に参加させて頂きました。しかし、出来上がってきたものを読むと、この人はこういう活動してはるんや、こういうこと考えてるんやと普段は見えない皆さんの一面が垣間見れて、とても興味深く、今更ながら会報の趣深さを感じている次第です。

松　田　義　浩

　2014年のスタートから怒濤のように時間が過ぎ気がつけばもう３月…今年もあっというまに終わるような感じが…４月からの増税、東京オリンピックの開催の決定など多様に変化する社会情勢の中で司法書士の存在意義を外部に表現するため様々な活動が行われています。今回寄稿下さいました皆々様どうもありがとうございました。

堀　田　智　弘

　本を読むことが大好きで、作文なんかもそれほど苦ではないのですが、紙面を一から作り上げていくというのは作文とは全然違い大変ですね。今年度から初めて広報部に入ったのですが、ほとんど何もできないまま終わったという感じで…（汗）

氷　見　佑美子

広報部名簿

広報部部長	浅井　健	主　事	松田義浩
広報部副部長	岩城寿英	同	伊藤美也子
同	松本　尚	同	氷見佑美子
主　事	岩見貴史	同	豊田智圭
同	桝中祥子	担当理事	武田則昭
同	堀田智弘		

（国税局からのお知らせ）

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」及び「e-Tax」のご案内

国税庁では、確定申告等における納税者の利便性の向上を図る観点から、国税庁ホームページにおいて、申告に必要な各種様式や手引などを掲載している他、路線価図の閲覧や所得税・贈与税の申告書などが作成できる「確定申告書等作成コーナー」を設けております。

特に「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って申告に必要な金額等を入力すると、税額などが自動的に計算されますので、ご自宅での申告書作成に便利なものとなっております。

なお、事前準備を行うことにより、e-Tax を利用して直接送信又は、作成した申告書等のデータを印刷して郵送等により提出することができます。

司法書士会会員の皆様におかれましても、不動産をお売りになられた方や贈与を受けられた方などに対して、「確定申告書等作成コーナー」をはじめとする国税庁ホームページの利用を勧めていただきますよう、お願い申し上げます。

国税庁ホームページ【http://www.nta.go.jp】の
「確定申告書等作成コーナー」での作成手順

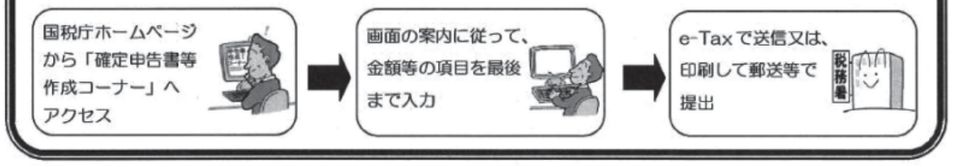

【特別価格・送料無料】好評実務参考図書のご案内

思わぬ課税関係が生じないために欠かせない税務知識をフォロー

法律実務家のための親族・相続・渉外家事の税務

藤曲武美 監修　舘彰男・原口昌之・戸田智彦 著　2013年12月刊 A5判 532頁 定価4,620円→**特価4,160円**

●あらゆる家事事件の問題に対応する際に押さえておきたい税務的な留意点や問題点について、91問のQ&Aで解説。
●弁護士の視点に基づき①「なぜそうなのか」②「税法の文言」③「税法の趣旨」の3つを重視。
●実際の相談を想定した設問、簡潔な回答と丁寧な解説で知識をフォロー。

相続人を確定するための必要知識をこの一冊でやさしく解説！

これでわかる！相続で必要になる戸籍の見方・調べ方

篠崎哲夫 著　2013年11月刊 A5判 208頁 定価2,100円→**特価1,890円**

●「なぜ戸籍が必要か？」から「戸籍謄本の集め方」まで、あらゆる疑問を解決。
●一つひとつの戸籍の見方について、記載例を示しながら丁寧に解説。
●明治31年式戸籍、大正4年式戸籍、昭和23年式戸籍をそれぞれ取り上げ、特徴、見方を解説。

顧客やその親族・代理人等からの請求に対して銀行はどのようなロジックで対応しているのか？

Q&A 家事事件と銀行実務 成年後見・高齢者・相続・遺言・離婚・未成年

斎藤輝夫・田子真也 監修　2013年9月刊 A5判 344頁 定価3,255円→**特価2,930円**

●総勢35名の大手銀行の法務担当者、銀行実務に携わる弁護士らが執筆。
●預金払戻請求・取引経過開示請求等に対する銀行の対応とその論理を解説！
●日々対応すべき事例から対応に苦慮する事例までを精選した、実践的なQ&Aを78問収録。

家庭裁判所における「調停の考え方」と「実務の流れ」が一冊でわかる

新版 **家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務**

片岡武・管野眞一 編著　2013年6月刊 A5判 572頁 定価4,305円→**特価3,870円**

●家事事件手続法による変更点を詳説。
●裁判例をベースにした、多数の設例と解説。
●難解になりがちな専門知識等も具体的かつ平易に解説。

これからの司法書士の業務可能性を広げる!!

相続財産の管理と処分の実務

一般社団法人日本財産管理協会 編
佐藤純通・田島誠・鯨井康夫・小越豊・加藤正治　2013年7月刊 A5判 376頁 定価3,360円→**特価3,020円**

●司法書士が担う、規則31条1号の附帯業務としての財産管理業務について、法的根拠を分析・解説。
●委任契約による任意の相続財産管理人、遺言指定による遺言執行者、各種相続財産管理人、不在者財産管理人等の実務を詳説。
●全8件のケーススタディでは、書式を示しながら、実際の実務の流れを解説。

「初学者にも容易に理解できる」基礎知識と登記実務を関連付けた解説

話せばわかる！ 新研修担保物権法

亀田哲・中野渡守 著　2013年8月刊 A5判 340頁 定価3,150円→**特価2,840円**

●「先輩が後輩に教える」対話式で、先例・判例を多数交えながら解説。
●「知りたい項目を素早く理解できる」ために、重要ポイントを最初に掲示。
●「登記簿にはどう反映されるのか」がわかるサンプルも掲載。

FAX注文書　FAX **03-3953-2061**　※商品のお届け方法は郵送となります。

（定価は5%の消費税込の価格で表示しております。）

特典コード 202845

書名		特価(税込)	部数	書名		特価(税込)	部数
法律実務家のための親族・相続・渉外家事の税務	40536 法税	4,160円	冊	新版 家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務	40394 遺分	3,870円	冊
これでわかる！相続で必要になる戸籍の見方・調べ方	40534 戸見	1,890円	冊	相続財産の管理と処分の実務	40514 相管	3,020円	冊
Q&A 家事事件と銀行実務	40520 家事銀	2,930円	冊	話せばわかる！新研修担保物権法	40194 担保	2,840円	冊

フリガナ お名前	
ご住所	〒 E-mail:
	TEL: FAX:

※ご記入いただいた個人情報は、ご注文いただいた商品の発送、お支払い確認などの連絡および弊社からの各種ご案内（刊行物のDM・アンケート調査など）以外の目的には利用いたしません。

日本加除出版　〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 http://www.kajo.co.jp/
営業時間：月～金（祝日は除く）9：00～17：00

パソコンを買換えるなら今がお得

WindowsXPサポート終了！（2014年4月8日）
＆　消費税8％値上げ！（2014年4月）

■XPのサポート終了に伴うお客様への影響
詳しくは、下記のマイクロソフト社ホームページまでhttp://www.microsoft.com/japan/msbc/Express/sbc/eos/default.aspx

パソコンの買換えはお早めに!!
弊社はWindows7搭載富士通ビジネスモデルを推奨しています!!
WindowsXPから7へのデータ移行・ネットワーク関連等何でもご相談下さい。

SkyPDF CA EDITION V5　¥19，740（税込）

Windows8対応版
新発売！

司法書士電子証明書を使って簡単PDF化＋電子署名
司法書士新電子証明書対応版（通常タイプ・セキュアタイプに対応）　署名ソフト！
PDF化・電子署名がこれ一つで可能です。
「本人確認情報」へも電子証明してオンライン申請（職印証明書不要）

●電子定款認証に対応●ICカード電子証明書に対応●オンライン申請環境に必要なPDF生成と表示機能
●複数PDFファイルの高速表示タブ機能●自動フォント埋込機能など

■お問合せ先■
エルム登記システム株式会社
TEL：06－6946－8866　FAX：06－6946－8860
URL：http://elm-r.com/　E-mail：info@elm-r.com